

島根原子力発電所

原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

令和2年8月18日

中国電力株式会社

<目 次>

資料①「保安規定第 3 条と設置許可本文十一号との整合性」	1
資料②「運転管理業務について」	34
資料③「サーベイランスの実施方法について（実条件性能確認）」	43
資料④「燃料管理・運搬について」	56
資料⑤「放射性固体廃棄物の事業所外廃棄について」	75
資料⑥「輸入廃棄物の事業所外廃棄について」	81
資料⑦「放射線管理について」	85
資料⑧「施設管理について」	91
資料⑨「検査の独立性の確保について」	115
資料⑩「その他の条文変更について」	129

島根原子力発電所

保安規定第 3 条と
設置許可本文十一号との
整合性

令和 2 年 8 月 1 8 日

中国電力株式会社

保安規定第3条と設置許可本文十一号との整合性【中国電力】

黒字：設置許可本文十一号との適合箇所を示す。
 黒字：第1編と第2編の差分を示す。

No	品 管 規 則	品 管 規 則 解 釈	保安規定第3条 (案) (中国)	設置許可本文 11 号 (中国)	設置許可本文 11 号と 保安規定第3条 (案) との差異説明
1.			第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】	発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。	用いる用語の違いによる差異
2.	第一章 総則 (目的)	第1章総則 (目的)	1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理に関する事項」という。)は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基盤に関する規則」(以下「品質規則」という。)に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	1. 目的 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項(以下「品質管理に関する事項」という。)は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基盤に関する規則」(以下「品質規則」という。)に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	差異なし (以下、空欄は、差異なしであり、記載を割愛する。)
3.					
4.					
5.					
6.	(適用範囲) 第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であつて、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使用施設等(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。)について適用する。		2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	2. 適用範囲 品質管理に関する事項は、高根原子力発電所の保安活動に適用する。	用いる用語の違いによる差異
7.					
8.					
9.	(定義) 第二条 この規則において使用する用語は、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。 2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基盤に関する規則において使用する用語の例による。	3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に定めるもの他品質規則に従う。	3. 定義 品質管理に関する事項における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質規則に従う。	用いる用語の違いによる差異
10.					
11.					
12.					
13.	一「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。				
14.	二「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。				
15.	三「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。				
16.	四「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に			

No	品 管 規 則	品 管 規 則 解 釈	保安規定第 3 条 (案) (中国)	設置許可本文 11 号 (中国)	設置許可本文 11 号と 保安規定第 3 条 (案) との差異説明
	原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	規定する者をいう。 3 第 2 項第 4 号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。			
17.	五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第 2 項第 5 号に規定する「要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。			
18.	六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。	5 第 2 項第 6 号及び第 7 号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合に至らなかつた事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。			
19.	七 「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第 2 項第 7 号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう(第 53 条第 1 項において同じ。)。			
20.	八 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品(以下「機器等」という。)であつて、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたものの以外の工業品をいう。				
21.					
22.					
23.					
24.					
25.					
26.	九 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務(以下「個別業務」という。)及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認すること				
27.			(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 核燃料物質 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。	保安規定においては、第 1 条に、「原子炉等規制法」の略語を定めているため「原子炉等規制法」を使用
28.					
29.				(2) 組織 当社の品質マネジメントシステムに基づき、原子炉施設を運営管理(運転開始前の管理を含む。)する各部門の総称をいう。	保安規定においては、4.1 品質マネジメント
30.					システムに係る要求事項に、組織の定義を記載。

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明 保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、ニュージー、BWR事業者協議会の定義を記載。
31.			(2) ニュージー 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。 (3) BWR 事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第106条において同じ。）		
32.					
33.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	
34.	品質マネジメントシステムに係る要求事項	第4条 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4. 1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	設置許可においては、3. 定義に、組織の定義を記載 保安規定においては、品管規則の解釈を反映
35.		第四条 原子力事業者等(使用者であつて、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	(1) 組織（第4条に規定する組織の最小単位を示す部門。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。） は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。） ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）	(1) 組織は、品質管理に関する事項に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	
36.		3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. から c. に掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づき重実性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを確立し、適用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮する。	保安規定においては、具体的な文書名を記載

【第2編 廃止措置段階における記載】

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
			(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a. から c. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）を参考とし、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証細則」に規定し、グレード分けを行う。		廃止措置段階においては、重要度分類指針を参考としている
37.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度	a. 原子炉施設、組織、又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	
38.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b. 原子炉施設若しくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
39.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
40.					
41.					
42.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下単に「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。		(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	
43.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することとを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することとを決定し、次に掲げる業務を行う。	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することとを決定し、次に掲げる業務を行う。	
44.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4. 2. 1 (2)、(3)および(4)の表に示す文書で明確にする。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を文書で明確にする。	保安規定においては、具体的な文書を記載
45.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序	b. プロセスの順序および相互の関係	b. プロセスの順序及び相互の関係を明	保安規定においては、品管規則の解釈を反映

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	定めること。	及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。	確にする。	保安規定においては、具体的な図を記載
46.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
47.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること(責任及び権限の明確化を含む。)		d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む。)	d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)	
48.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
49.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずる。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
50.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
51.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
52.					
53.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を通じて、次の状態を指していることをいう。 ・原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすその他のある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共	(5)組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。 a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 b. 風通しの良い組織文化が形成されている。 c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に	保安規定においては、品管規則の解釈を反映	
54.					

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条 (案) (中国)	設置許可本文 11 号 (中国)	設置許可本文 11 号と 保安規定第3条 (案)との差異説明
		有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	対する自己満足を戒めている。 f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。		
55.					
56.			(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	
57.					
58.					
59.	(品質マネジメントシステムの文書化)	(品質マネジメントシステムの文書化)	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	4. 2 品質マネジメントシステムの文書化	
60.			4. 2 1 一般	4. 2 1 一般	
61.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。		組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 2 品質マネジメントシステム文書体系を「図品質マネジメントシステム文書体系図」に示す (1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。 (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 (1) 品質方針及び品質目標 (2) 品質マニュアル (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）	保安規定においては、具体的な文書名を記載 保安規定においては、具体的な文書名を記載 保安規定においては、具体的な文書名を記載
62.	一 品質方針及び品質目標		(1) 品質方針および品質目標	(1) 品質方針及び品質目標	
63.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）		(2) 品質マニュアル	(2) 品質マニュアル	保安規定においては、具体的な文書名を記載
64.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書	保安規定においては、具体的な文書名を記載
65.			(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）	(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）	保安規定においては、具体的な文書名を記載
66.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）		このうち、二次文書を以下の表に示す。	このうち、二次文書を以下の表に示す。	
67.					
68.					
69.	(品質マニュアル)	(品質マニュアル)	4. 2 2 品質マニュアル	4. 2 2 品質マニュアル	
70.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」および「原子力安全管理監査細則」に次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	保安規定においては、具体的な文書名を記載

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
71.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	
72.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	
73.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	
74.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	(4) 品質マネジメントシステムの適用範囲	
75.	五 プロセスの相互の関係		(5) プロセスの相互の関係 (図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係 参照)	(5) プロセスの相互の関係	保安規定においては、具体的な図を記載
76.	(文書の管理) 第七条原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	(文書の管理) 1 第1項に規定する「品質マネジメント文書」を管理し、次の事項を含む。 ・組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止 ・文書の組織外への流出等の防止 ・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。 a. 組織として承認されていない文書の使用または適切ではない変更の防止 b. 文書の組織外への流出等の防止 c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持	4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、品質マネジメント文書を管理する。	差異なし 保安規定においては、品管規則の解釈を反映
77.					
78.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)		(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう(文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。)	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な文書名を記載
79.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	
80.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することという。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する(a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することという。)こと。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
81.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c. 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	
82.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	
83.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書と適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	
84.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。		f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握できるようにすること。	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握できるようにすること。	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
85.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を管理すること。		g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	
86.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	
87.	(記録の管理)	(記録の管理)	4. 2. 4 記録の管理	4. 2. 4 記録の管理	
88.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を裏証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができようように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性を裏証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができようように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性を裏証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができようように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	
89.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成する。	保安規定においては、具体的な文書名を記載
90.	第三章 経営責任者等の責任	第三章 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	
91.	第三節 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	第三節 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	
92.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	
93.	一 品質方針を定めること。		(1) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定めること。	
94.	二 品質目標が定められているようにすること。		(2) 品質目標が定められているようにすること。	(2) 品質目標が定められているようにすること。	
95.	三 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	1 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること。(要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう)	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすること。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
96.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		(4) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	
97.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	
98.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	
99.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。	
100.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
101.	(原子力の安全の確保の重視) 第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外に損なわれることにより損なわれないようにしなければならない。	(原子力の安全の確保の重視) 1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外に損なわれること」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいう。	5. 2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	5. 2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	
102.					
103.	(品質方針) 第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにしなければならない。	(品質方針) 1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的・人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指定していること。	5. 3 品質方針 社長は、品質方針(健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの(この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を指定していること)を含む。)が次に掲げる事項に適合しているようにする。	5. 3 品質方針 社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。	保安規定において、品質方針の解釈を反映
104.					
105.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)	(1) 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	保安規定において、品質方針の解釈を反映
106.	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	
107.	三 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。		(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	(3) 品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。	
108.	四 要員に周知され、理解されていること。		(4) 要員に周知され、理解されていること。	(4) 要員に周知され、理解されていること。	
109.	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	
110.					
111.					
112.					
113.					
114.	(品質目標) 第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。	(品質目標) 1 第1項に規定する「品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)」が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法	5. 4 計画 5. 4. 1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a. 実施事項 b. 必要な資源 c. 責任者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法	5. 4 計画 5. 4. 1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにする。	保安規定において、品質方針の解釈を反映
115.					
116.	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」には、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	保安規定において、品質方針の解釈を反映
117.					
118.			(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4. 2. 1 (3) の表の5. 4. 1 項に係る文書を確立する。		保安規定においては、具体的な文書名を記載

No	品管規則 (品質マネジメントシステムの計画)	品管規則解釈 (品質マネジメントシステムの計画)	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
119.			5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画	
120.	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4. 1の規定に適合するよう、その実施にあつた計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4. 1の規定に適合するよう、その実施に当たつての計画が策定されているようにする。	
121.	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の経微な変更を含む。)を含む。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の経微な変更を含む。)を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
122.		2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む(第23条第3項第1号において同じ。) ・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価 ・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果 b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任および権限の割当て	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果 b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任及び権限の割当て	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
123.	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果				
124.	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持				
125.	三 資源の利用可能性				
126.	四 責任及び権限の割当て				
127.					
128.			5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	
129.	(責任及び権限) 第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	(責任及び権限) 1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に對し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	5. 5. 1 責任および権限 社長は、第5条(保安に関する職務)、第9条(原子炉主任技術者の職務等)および第9条の2(電気主任技術者およびボイラータービン主任技術者の職務等)に定める責任(担当業務)に応じて、組織の内外に對し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	5. 5. 1 責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。 保安規定においては、品管規則の解釈を反映	
130.					
131.			5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者	5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者	
132.	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(品質マネジメントシステム管理責任者)	(1) 社長は、電源事業本部長を組織(内部監査部門を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。 (2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与えらる。	5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	保安規定においては、具体的な品質マネジメントシステム管理責任者を記載
133.					
134.	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。				

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	ない。				
135.	一 プロセスが確立され、実施されるところにも、その実効性が維持されているようにすること。		a. プロセスが確立され、実施されるところにも、その実効性が維持されているようにすること。	(1) プロセスが確立され、実施されるところにも、その実効性が維持されているようにすること。	
136.	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。	(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	
137.	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	
138.	四 関係法令を遵守すること。		d. 関係法令を遵守すること。	(4) 関係法令を遵守すること。	
139.					
140.					
141.					
142.					
143.	(管理者) 第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	(管理者) 1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	5. 5. 3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(第4条(保安に関する組織)に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。 なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。	5. 5. 3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	保安規定においては、具体的な管理者を明記 保安規定においては、
144.					保安規定においては、
145.	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるところにも、その実効性が維持されているようにすること。		a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるところにも、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるところにも、その実効性が維持されているようにすること。	
146.	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	
147.	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	
148.	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	
149.	五 関係法令を遵守すること。		e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	
150.	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。	
151.	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視すること。		a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視すること。	
152.	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。		b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。	
153.	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
154.	四 常に間いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d. 常に間いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に間いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	
155.	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	
156.	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの有効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう(第18条において同じ。)	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの有効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行う。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
157.	(組織の内部の情報の伝達)	(組織の内部の情報の伝達)	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達	
158.	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に係る情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。 2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの有効性に係る情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの有効性に関する情報の認識を共有していることをいう。	(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性の有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要となるコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、4. 2. 1 (3) の表の5. 5. 4項に係る文書を確立する。	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの有効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 保安規定においては、品管規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な文書名を記載	
159.					
160.					
161.			5. 6 マネジメントレビュー	5. 6 マネジメントレビュー	
162.	(マネジメントレビュー)	(マネジメントレビュー)	5. 6. 1 一般	5. 6. 1 一般	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
163.	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。		社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの有効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの有効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。	
164.					
165.					
166.					

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
167.					
168.	(マネジメントレビューに用いる情報)	(マネジメントレビューに用いる情報)	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	5. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	
169.	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。				
170.	一 内部監査の結果	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	(1) 内部監査の結果 (2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、 組織の外部の者の意見	(1) 内部監査の結果 (2) 組織の外部の者の意見	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
171.	二 組織の外部の者の意見				
172.	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法(昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 Q9001(以下「JIS Q9001」という。))の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	(3) プロセスの運用状況 (JIS Q9001 の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。)	(3) プロセスの運用状況	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
173.	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、試験及びこれらに付随するものをいう(第48条において同じ。))。	(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。(以下、本欄において同じ。)	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。))並びに自主検査等の結果	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
174.	五 品質目標の達成状況		(5) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況	
175.	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況 (内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
176.	七 関係法令の遵守状況		(7) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	
177.	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況 (組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)	(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
178.	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	
179.	十 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更		(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更	
180.	十一 部門又は要員からの改善のための提案		(11) 部門または要員からの改善のための提案	(11) 部門又は要員からの改善のための提案	
181.	十二 資源の妥当性		(12) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性	
182.	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む	(13) 保安活動の改善のために講じた措置 (品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。) の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	保安規定においては、品管規則の解釈を反映

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
183.	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置) 第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。 一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	(第62条第1項第4号において同じ。) (マネジメントレビューの結果を受けて行う措置) 1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。 b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善 e. 関係法令の遵守に関する改善	5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置 (1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。 a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	保安規定において、品管規則の解釈を反映
184.					
185.					
186.	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善				
187.	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源				
188.	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善				保安規定においては、品管規則の解釈を反映
189.	五 関係法令の遵守に関する改善				
190.	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	
191.	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	
192.	第四章 資源の管理	第四章 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	
193.	(資源の確保) 第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	(資源の確保) 1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。 2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、「JIS Q 9001」の「インフラストラクチャ」をいう。 3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	6. 1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を4. 2. 1(3)の表の6. 1項、6. 2項および7. 1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。)、これを確保し、および管理する。	6. 1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	保安規定においては、具体的な文書名を記載 保安規定においては、品管規則の解釈を反映
194.					
195.	一 要員		(1) 要員	(1) 要員	
196.	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系		(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系 (JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
197.	三 作業環境		(3) 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。)	(3) 作業環境	保安規定においては、品管規則の解釈を反映

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
198.	四 その他必要な資源		(4) その他必要な資源	(4) その他必要な資源	
199.					
200.	(要員の力量の確保及び教育訓練)	(要員の力量の確保及び教育訓練)	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練	6. 2 要員の力量の確保及び教育訓練	
201.	第二十一条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力(以下「力量」という。)また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充ててくる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充ててくる。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
202.					
203.	2 原子力事業者等は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1 (3)の表の5. 4. 1項および6. 2項に係る文書を確立し、次に掲げる業務を行う。	(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。	保安規定においては、具体的な文書名を記載
204.					
205.	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	
206.					
207.	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
208.	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	
209.	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	
210.	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	
211.	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	
212.	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	
213.	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	
214.					
215.					
216.					
217.					
218.	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	
219.	(個別業務に必要なプロセスの計画)	(個別業務に必要なプロセスの計画)	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	7. 1 個別業務に必要なプロセスの計画	保安規定においては、具体的な文書名を記載
220.	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(1) 組織は、4. 2. 1 (4)の表の4. 2. 3項および4. 2. 1 (3)の表の7. 1項に係る文書に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4. 1 (2) c. を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
221.	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。 3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。 3 第3項に規定する「個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更(累積的影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。	(2) 組織は、「(1)」の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、「(1)」の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。 (3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
222.					保安規定においては、品管規則の解釈を反映
223.	一個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果		a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
224.	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
225.	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	
226.	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「適合判定基準」という。)		d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「適合判定基準」という。)	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「適合判定基準」という。)	
227.	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するための必要な記録		e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	
228.	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとすなければならない。		(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとすする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとすする。	
229.					
230.	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7. 2 個別業務等要求事項に関するプロセス	
231.		(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7. 2. 1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	
232.	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		(1) 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	
233.					
234.	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項	a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項	
235.	二 関係法令		b. 関係法令	b. 関係法令	
236.	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c. a.、b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	c. a.、b. に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
			(2) 組織は、個別業務等要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部部長(原子力管理)を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。 なお、電源事業本部部長(原子力管理)は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部部長に報告する。電源事業部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部部長(原子力管理)へ指示する。		保安規定においては、平成22年の点検不備問題を踏まえた、業務運営の仕組みの強化について記載
237.	(個別業務等要求事項の審査) 第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。	(個別業務等要求事項の審査)	7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	7. 2. 2 個別業務等要求事項の審査 (1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	
238.					
239.	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	
240.	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	
241.	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	
242.	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	
243.	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
244.	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合には、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合には、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合には、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	
246.	(組織の外部の者との情報の伝達等) 第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	(組織の外部の者との情報の伝達等) 1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等 (1) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む。実効性のある方法を4. 2. 1(3)の表の7. 2. 3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。	7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。	保安規定においては、具体的な文書名を記載 保安規定においては、品管規則の解釈を反映
247.			a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に		
248.		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に			保安規定においては、品管規則の解釈を反映

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
		情報を通知する方法	適切に情報を通知する方法		
249.		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		保安規定においては、品管規則の解釈を反映
250.		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法		保安規定においては、品管規則の解釈を反映
251.		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 (2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を、「原子力安全情報処理手順書」に定める。		保安規定においては、品管規則の解釈を反映 保安規定においては、平成22年の点検不備問題を踏まえ、業務運営の仕組みの強化について記載
252.			7. 3 設計開発 組織は、4. 2. 1 (3) の表の7. 3 項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。	7. 3 設計開発	保安規定においては、具体的な文書名を記載
253.	(設計開発計画) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	(設計開発計画) 1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)」の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。	7. 3 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定する(不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動(4. 1 (2) c. の事項を考慮して行うものを含む。)を行うことを含む。)とともに、設計開発を管理する。 この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	7. 3 1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発(専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理する。 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
254.					
255.	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。				
256.	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	
257.					
258.	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	
259.	三 設計開発に係る部門及び要員の責任と権限		c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限	c. 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	
260.	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	
261.	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の		(3) 組織は、実効性のある情報の伝達なら	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並び	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		びに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	に責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	
262.	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進捗に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進捗に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進捗に応じて適切に変更する。	
263.	(設計開発に用いる情報)	(設計開発に用いる情報)	7. 3. 2 設計開発に用いる情報	7. 3. 2 設計開発に用いる情報	
264.	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	
265.	一 機能及び性能に係る要求事項		a. 機能および性能に係る要求事項	a. 機能及び性能に係る要求事項	
266.	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	
267.	三 関係法令		c. 関係法令	c. 関係法令	
268.	四 その他設計開発に必要な要求事項		d. その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	
269.	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	
270.	(設計開発の結果に係る情報)	(設計開発の結果に係る情報)	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報	7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報	
271.	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるときは、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるときは、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができるときは、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	
272.	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	
273.	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	
274.	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。		a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。	
275.	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。		b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。	
276.	三 適合判定基準を含むものであること。		c. 適合判定基準を含むものであること。	c. 適合判定基準を含むものであること。	
277.	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。		d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。	
278.	(設計開発レビュー)	(設計開発レビュー)	7. 3. 4 設計開発レビュー	7. 3. 4 設計開発レビュー	
279.	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施しなければならない。		(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計開発レビュー」という。)を実施する。	
280.	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項へ		a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	の適合性について評価すること。		項への適合性について評価すること。	項への適合性について評価すること。	
281.	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合において、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	
282.	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。		(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させる。	
283.	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
284.	(設計開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。	(設計開発の検証) 1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	7. 3. 5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する(設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。	7. 3. 5 設計開発の検証 (1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する。	保安規定において、品管規則の解釈を反映
286.	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
287.	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	
288.	(設計開発の妥当性確認) 第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	(設計開発の妥当性確認) 1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない」には、機器等の設置後でなければ、設計開発を行うことができない場合に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	7. 3. 6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。	7. 3. 6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
290.	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	
291.	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
292.	(設計開発の変更の管理) 第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合には、当該変更の内容を識別することとができるようにするとともに、当該変更にも、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	(設計開発の変更の管理)	7. 3. 7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することとができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	7. 3. 7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することとができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	
293.	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
295.	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	
296.	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
297.			7. 4 調達 組織は、4. 2. 1 (3) の表の7. 4 項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。	7. 4 調達	保安規定においては、具体的な文書名を記載
298.	(調達プロセス)	(調達プロセス)	7. 4. 1 調達プロセス	7. 4. 1 調達プロセス	
299.	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようになしなければならない。		(1) 組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	(1) 組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。	
300.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等」に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の方法)をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない)には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(1) 組織は、調達する物品または役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法(調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法(機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法)をいう。)および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入力し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
301.	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	
302.	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	
303.	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	
304.	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な		(6) 組織は、調達物品等を調達する場合に	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合に	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。))の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子炉施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するため必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	
305.					
306.	(調達物品等要求事項) 第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含まなければならない。	(調達物品等要求事項)	7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。	7. 4. 2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。	
307.					
308.	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	
309.	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	
310.	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	
311.	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」には、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
312.	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	
313.	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	
314.	七 その他調達物品等に必要な要求事項 2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び委任性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	g. その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	g. その他調達物品等に必要な要求事項 (2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを定める。	
315.					
316.	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	
317.	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	
318.	(調達物品等の検証) 第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。	(調達物品等の検証)	7. 4. 3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	7. 4. 3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	
319.	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	
320.					

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	ない。				
321.	(個別業務の管理)		7. 5 個別業務の管理	7. 5 個別業務の管理	
322.	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。)に適合するように実施しなければならない。	(個別業務の管理)	7. 5. 1 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。)に適合するように実施する。	7. 5. 1 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないものを除く。)に適合するように実施する。	
323.	一 原子力施設の保安のために必要な情報が必要情報であること。 二 手順書等が必要時に利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。 ・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 ・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	(1) 原子力施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。	(1) 原子力施設の保安のために必要な情報が必要時に利用できる体制にあること。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
324.					
325.	二 手順書等が必要時に利用できる体制にあること。		(2) 手順書等が必要時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要時に利用できる体制にあること。	
326.	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	
327.	四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	
328.	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		(5) 8. 2. 3に基づき監視測定を実施していること。	(5) 8. 2. 3に基づき監視測定を実施していること。	
329.	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 品質管理に関する事項に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	用いる用語の違いによる差異
330.					
331.	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	
332.	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	
333.	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができていることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができていることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができていることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	
334.	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	
335.	4 原子力事業者等は、第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にしなければならない。		(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。	(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないものを除く。)を明確にする。	
336.	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	
337.	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	
338.	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の	c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間	c. 妥当性確認の方法	保安規定においては、品管規則の解釈を反映

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
		再確認及び一定期間が経過した後に行う 定期的な再確認を含む。	が経過した後に行う定期的な再確認 を含む。)の方法		
339.					
340.					
341.	(識別管理)	(識別管理)	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	
342.					
343.	(トレーサビリティの確保) 第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。	(トレーサビリティの確保) 1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。		
344.	(組織の外部の者の物品) 第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合には、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	(組織の外部の者の物品) 1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	7.5.4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
345.					
346.	(調達物品の管理) 第四十二条 原子力事業者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。	(調達物品の管理)	7.5.5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4.2.1(3)の表の7.5.5項に係る文書を確立する。	7.5.5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。	保安規定においては、具体的な文書名を記載
347.					
348.	(監視測定のための設備の管理) 第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。	(監視測定のための設備の管理)	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の表記に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において確立し、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとす	7.6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	保安規定においては、具体的な文書名を記載
349.					
350.					
351.					
352.	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第23条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a. あらかじめ定められた間隔(7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。)で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされていること。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
			拠について記録する方法)により校正 または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別 されていること。	と。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別 されていること。	
353.	二 校正の状態が明確になるよう、識別され ていること。				
354.	三 所要の調整がなされていること。		c. 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。	
355.	四 監視測定の結果を無効とする操作から保 護されていること。		d. 監視測定の結果を無効とする操作か ら保護されていること。	d. 監視測定の結果を無効とする操作か ら保護されていること。	
356.	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣 化から保護されていること。		e. 取扱い、維持および保管の間、損傷 および劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及 び劣化から保護されていること。	
357.	4 品管規則に定める監視測定のための設 備に係る要求事項への不適合が判明した場 合においては、従前の監視測定の結果の妥 当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 組織は、監視測定のための設備に係る 要求事項への不適合が判明した場合にお いては、従前の監視測定の結果の妥当性を 評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る 要求事項への不適合が判明した場合にお いては、従前の監視測定の結果の妥当性 を評価し、これを記録する。	
358.	5 原子力事業者等は、前項の場合において、 当該監視測定のための設備及び同項の不 適合により影響を受けた機器等又は個別 業務について、適切な措置を講じなければ ならない。		(5) 組織は、(4)の場合において、当該 監視測定のための設備および(4)の不 適合により影響を受けた機器等または個 別業務について、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視 測定のための設備及び(4)の不適合によ り影響を受けた機器等又は個別業務に ついて、適切な措置を講じる。	
359.	6 原子力事業者等は、監視測定のための設 備の校正及び検証の結果の記録を作成し、 これを管理しなければならない。		(6) 組織は、監視測定のための設備の校正 および検証の結果の記録を作成し、これを 管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正 及び検証の結果の記録を作成し、これを 管理する。	
360.	7 原子力事業者等は、監視測定においてソ フトウェアを使用することとしたときは、 その初回の使用に当たり、あらかじめ、当 該ソフトウェアが意図したとおりに当該 監視測定に適用されていることを確認し なければならない。		(7) 組織は、監視測定においてソフトウェア を使用することとしたときは、その初回 の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフト ウェアが意図したとおりに当該監視測 定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェ アを使用することとしたときは、その初 回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソ フトウェアが意図したとおりに当該監 視測定に適用されていることを確認す る。	
361.	第六章 評価及び改善	第六章 評価及び改善	8. 評価および改善	8. 評価及び改善	
362.	(監視測定、分析、評価及び改善) 第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、 分析、評価及び改善に係るプロセスを計画 し、実施しなければならない。	(監視測定、分析、評価及び改善) 1 第1項に規定する「監視測定、分析、評 価及び改善に係るプロセス」には、取り組 むべき改善に関する部門の管理者等の 要員を含め、組織が当該改善の必要性、 方針、方法等について検討するプロセスを 含む。	8. 1 監視測定、分析、評価および改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価および 改善に係るプロセス(取り組むべき改善に 関係する部門の管理者等の要員を含め、組 織が当該改善の必要性、方針、方法等につ いて検討するプロセスを含む。)を計画し、 実施する。	8. 1 監視測定、分析、評価及び改善 (1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改 善に係るプロセスを計画し、実施する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
363.					
364.					
365.					
366.					
367.					
368.	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定 の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測 定の結果を利用できるようにしなければ ならない」とは、要員が情報を容易に取得 し、改善活動に用いることができる体制が あることをいう。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果 を利用できるようにする(要員が情報を 容易に取得し、改善活動に用いることがで きる体制があることをいう)。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を 利用できるようにする。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
369.					
370.			8. 2 監視および測定	8. 2 監視及び測定	
371.	(組織の外部の者の意見) 第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一 環として、原子力の安全の確保に対す る組織の外部の者の意見を把握しな ならない。	(組織の外部の者の意見) 1 第1項に規定する「組織の外部の者の意 見を把握」には、例えば、外部監査結果の 把握、地元自治体及び地元住民の保安活動 に関する意見の把握並びに原子力規制委 員会の指摘等の把握がある。	8. 2. 1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子 力の安全の確保に対する組織の外部の 者の意見を把握する。	8. 2. 1 組織の外部の者の意見 (1) 組織は、監視測定の一環として、原子 力の安全の確保に対する組織の外部の 者の意見を把握する。	
372.					

No	品 管 規 則	品 管 規 則 解 釈	保安規定第 3 条 (案) (中国)	設置許可本文 11 号 (中国)	設置許可本文 11 号と 保安規定第 3 条 (案) との差異説明
373.	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を 4. 2. 1 (3) の表の 8. 2. 2. 1 項に係る文書に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。	保安規定においては、具体的な文書名を記載
374.	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	(内部監査) 1 第 1 項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に関与していない要員に実施させることができる。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。	8. 2. 2. 2 内部監査 (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	現状その他の体制による内部監査を想定していないため、保安規定においては、「その他体制」の記載なし
375.					
376.	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 品質管理に関する事項に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	用いる用語の違いによる差異
377.	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b. 実効性のある実施および実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	
378.	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	
379.	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の狀態および重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の狀態および重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下「領域」という。)の狀態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	
380.	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	
381.	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。		(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	
382.	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第 6 項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を、4. 2. 1 (4) の表の 8. 2. 2 項に係る文書に定める。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を、手順書等に定める。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
383.					保安規定においては、具体的な文書名を記載
384.	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	
385.	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、		(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7) の通知を受けた管理者に、不適合を	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	
386.	(プロセスの監視測定) 第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合には、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これをしなければならない。	(プロセスの監視測定) 1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適切な分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。 ・監視測定の実施時期 ・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	8. 2. 3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定(対象には、機器等および保安活動に係る不適切な分野等に関する情報を含む。)を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 a. 監視測定の実施時期 b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期 (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5. 4. 2 (1) および7. 1 (1) の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。 (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。 (5) 組織は、5. 4. 2 (1) および7. 1 (1) の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。	8. 2. 3 プロセスの監視測定 (1) 組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。 (2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。 (3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5. 4. 2 (1)及び7. 1 (1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。 (4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。 (5) 組織は、5. 4. 2 (1)及び7. 1 (1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができない場合がある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
387.					
388.	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。				
389.	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。				
390.	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。				
391.	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。				
392.	(機器等の検査等) 第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。	(機器等の検査等)	8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
393.					
394.	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。			
395.	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、これを管理する。				
396.	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。				

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
397.	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じ、使用前事業者検査等の独立性(使用者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)と、他の方法により、使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性(使用者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)と、他の方法により、使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関係しない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とする」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と、当該検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からのも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)と、他の方法により、使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とする)と、他の方法により、使用前事業者検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
398.	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とする)と、自主検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とする)と、自主検査等の独立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
399.	(不適合の管理) 第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は当該業務等は個別業務又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	(不適合の管理) 1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務等または個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。)	8. 3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務等または個別業務を特定し、これを管理する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
400.					
401.	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定める。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な文書名を記載
402.	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のい		(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかに	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかに	保安規定においては、平成22年の点検不備

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	すれかにより、不適合を処理しなければならない。		するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。 a. 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長(品質保証)に提出する。 b. 課長(品質保証)は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。 c. 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。 (4) 組織は、次に掲げる方法のいずれかに より、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という)。 c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。 d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。 (5) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。 (6) 組織は、(4) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行う。 (7) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	より、不適合を処理する。	問題を踏まえた、不適合管理に係る組織の役割および責任の明確化ならびに不適合情報の収集・処理の強化について記載
403.	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。			a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	
404.	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という)。		b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という)。	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という)。	
405.	三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	
406.	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	
407.	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。	
408.	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行わなければならない。		(6) 組織は、(4) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を検証するための検証を行う。	
409.			(7) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシアへ登録することにより、情報の公開を行う。		保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、情報の公開を記載。
410.	(データの分析及び評価) 第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの事効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	(データの分析及び評価) 1 第一項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に關するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	8. 4 データの分析および評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善(品質マネジメントシステムの事効性に關するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、4. 2. 1 (3) の表の8. 4項	8. 4 データの分析及び評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析する。	保安規定においては、品質規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な文書名を記載
411.					

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
			に係る文書において、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、および分析する。		
412.	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	
413.	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見		
414.	二 個別業務等要求事項への適合性 三 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等およびプロセスの特性および傾向(是正処置を行う端緒(不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。)となるものを含む。)	b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
415.					
416.	四 調達物品等の供給者の供給能力		d. 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力	
417.			8. 5 改善	8. 5 改善	
418.	(継続的な改善) 第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置の活用並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が可能な事項を明確にするとともに、当該改善の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの有効性を向上させるための継続的な活動を含む。	8. 5. 1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	8. 5. 1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
419.					
420.	(是正処置等) 第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な処置を講じなければならない。	(是正処置等)	8. 5. 2 是正処置等 (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な処置を講じる。	8. 5. 2 是正処置等 (1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な処置を講じる。	
421.					
422.	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。	
423.	イ 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	1 第1項第1号イに規定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号イに規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	(a) 不適合その他の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
424.					
425.	ロ 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	
426.	二 必要なのは正処置を明確にし、実施すること。		b. 必要なのは正処置を明確にし、実施する。	b. 必要なのは正処置を明確にし、実施する。	
427.	三 講じた全てのは正処置の実効性の評価を行うこと。		c. 講じたすべてのは正処置の実効性の評価を行う。	c. 講じたすべてのは正処置の実効性の評価を行う。	

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
428.	四 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。		d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。	d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
429.	五 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更すること。 六 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に關して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。	3第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に關して、根本的な原因を究明するために分析の手順を、4. 2. 1 (4)の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に確立し、実施する。	e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に關して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施する。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映 保安規定においては、具体的な文書名を記載
430.					
431.	七 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	g. 講じたすべての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	
432.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4. 2. 1 (4)の表の8. 5. 2項および8. 5. 3項に係る文書に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	保安規定においては、具体的な文書名を記載
433.	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することを行う。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる((1)のうち、必要なものについて実施することを行う。)。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	保安規定においては、品管規則の解釈を反映
434.	(未然防止処置) 第五三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転監視等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合その他の事象の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	(未然防止処置) 1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	8. 5. 3 未然防止処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転監視等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシヤ登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	8. 5. 3 未然防止処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転監視等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	保安規定の審査基準に基づき、保安規定においては、BWR事業者協議会等を記載。 保安規定においては、品管規則の解釈を反映
435.					
436.					
437.	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査する。	
438.	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。	
439.	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。	
440.	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。	d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。	
441.	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。		e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。	e. 講じたすべての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。	
442.	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4. 2. 1 (4)の表の8. 5. 3項に係る	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、手順書等に定める。	保安規定においては、具体的な文書名を記載

No	品管規則	品管規則解釈	保安規定第3条(案) (中国)	設置許可本文11号 (中国)	設置許可本文11号と 保安規定第3条(案)との差異説明
	ない。				
443.	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制) 第五十四条使用者(令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。) は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	第七章 使用者に関する特例 (令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制) 1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。	る文書に定める。		
444.	2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。				

資料②

島根原子力発電所
運転管理業務について

令和2年8月18日
中国電力株式会社

1. 運転管理業務項目の洗い出しについて

実用炉規則第92条第1項第8号イ～ハや保安規定の審査基準で求められる「運転管理業務」の全体像を抽出し、抽出した各業務項目と、現在の保安規定条文との関係性を整理した。結果は下表のとおりであり、保安規定条文にて要求事項を包含できていないと考えられる業務項目があったため、これらについて保安規定条文の検討を実施した。

番号	洗い出した「運転管理業務」	現在の条文	備考
①	要員の確保	第12条	
②	状態管理	なし	
③	運転操作	なし	
④	警報発生時の対応	なし	
⑤	設備故障・事故時の対応	第76条 (一部) ※	※:原子炉がスクラムした場合／スクラム信号が発生した場合の対応は第76条
⑥	作業管理	なし	
⑦	定例試験	なし	
⑧	巡視点検	第13条	施設管理にて第106条の3に巡視点検の項目を追加
⑨	業務の引継	第15条	
⑩	原子炉起動前の確認	第16条	

2. 洗い出した業務項目と保安規定条文の整理について

「1.」にて洗い出した各業務項目について、現在の保安規定条文に対応する箇所がある項目はその業務内容と現在の条文内容を比較し、包含性があることを確認、または包含性のない場合には保安規定条文内容を拡充する方針とし、内容の確認を実施した。また、現在の保安規定条文に対応する箇所のない業務項目は、その業務項目のプロセスの内容を保安規定条文へ反映するための検討を実施し、保安規定条文を作成することとした。以下、各業務項目における検討内容について記載する。従前の保安規定条文は黒色、新規制定または条文への追加は赤色の文字にて示す。

【凡例】

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
ここに業務フローを示す ↓ ここに業務フローを示す	ここに業務フローを示す	(条文の内容) 第〇〇条 ここに保安規定条文を示す。新規、追加の場合には赤色文字にて示す。

①要員の確保

現在の保安規定条文にて業務項目のプロセスの内容は包含されており、新たな条文の記載は不要である。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
要員確保 ↓ 2交代勤務を実施する		(原子炉の運転員の確保) 第12条 課長（発電）は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 2. 課長（発電）は、原子炉の運転にあたって前項に定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で、2交替勤務を行わせる。（3号炉については4班以上編成した上で、3交替勤務を行わせる。）なお、特別な事情がある場合を除き、運転員には24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は当直長※1とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 ※1：2号炉の当直長は、1号炉および2号炉で兼任させることができる。 3. 課長（発電）は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を当直長、当直副長、当直主任または運転士の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合においては、1名は当直長または当直副長とする。

②状態管理

現在の保安規定条文には業務項目のプロセスは包含されていないことから、以下のとおり、新設した第 12 条の 2（運転管理業務）にて規定する。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
中央制御室 監視 現場巡視点 検 ↓ 機器に異状 を発見 ↓ 通知	受領	（運転管理業務） 第 1 2 条の 2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （1）当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 a. 中央制御室における監視、第 1 3 条第 1 項および第 2 項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。

③運転操作

現在の保安規定条文には業務項目のプロセスは包含されていないことから、以下のとおり、新設した第 12 条の 2（運転管理業務）にて規定する。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
運転操作および、操作の結果の状態管理を実施		（運転管理業務） 第 1 2 条の 2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （1）当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 b. 運転操作（状態管理を含む。）を実施する。

④警報発生時の対応

現在の保安規定条文には業務項目のプロセスは包含されていないことから、以下のとおり、新設した第 12 条の 2（運転管理業務）にて規定する。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
警報発生 ↓ 対応操作実施		（運転管理業務） 第 1 2 条の 2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （1）当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。

⑤設備故障・事故時の対応

現在の保安規定条文には業務項目のプロセスは包含されていないことから、以下のとおり、新設した第 12 条の 2（運転管理業務）にて規定する。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
設備故障・事故発生 ↓ 対応操作実施		（運転管理業務） 第 12 条の 2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （1）当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。

⑥作業管理

現在の保安規定条文には業務項目のプロセスは包含されていないことから、以下のとおり、新設した第 12 条の 2（運転管理業務）にて規定する。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
運転操作（安全処置）実施 ↓ 系統引き渡し ↓ 運転操作（安全処置復旧）実施	運転操作（安全処置）依頼 ↓ 必要な作業実施・完了 ↓ 系統の引き渡し・運転操作（安全処置復旧）依頼	（運転管理業務） 第 12 条の 2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （2）当直長は、関係各課長の依頼に基づく運転操作（状態管理を含む。）が必要な場合は、第 1 号 b. による運転操作（状態管理を含む。）を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。

⑦定例試験

現在の保安規定条文には業務項目のプロセスは包含されていないことから、以下のとおり、新設した第 12 条の 2（運転管理業務）にて規定する。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
定例試験計画策定 ↓ 定例試験実施		（運転管理業務） 第 12 条の 2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 （3）各課長または当直長は、第 3 節（第 7 1 条から第 7 4 条を除く。）各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第 16 条に従い実施する。

⑧巡視点検

現在の保安規定条文にて業務項目のプロセスの内容は包含されているものの、実用炉規則改正に伴い保安規定第 106 条の 3（作業管理）に巡視点検を整理することから、本条文での巡視点検で包含することを示すために、条文へ対応関係を追記する。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
巡視点検実施		（巡視点検） 第 13 条 当直長は、毎日 1 回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部および第 9 3 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第 106 条の 3 第 3 項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。 （1）原子炉冷却系統施設 （2）制御材駆動設備 （3）電源、給排水および排気施設 2. 当直長は、格納容器内部および第 9 3 条（管理区域内における特別措置）第 1 項に定める区域の巡視点検について、「運転管理要領」に基づき実施する。

【参考】

（作業管理）

第 106 条の 3

（中略）

3. 組織は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第 13 条による巡視点検を定期的に行う。

⑨業務の引継

現在の保安規定条文にて業務項目のプロセスの内容は包含されており，新たな条文の記載は不要である。

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
運転日誌・引継日誌作成 ↓ 引継実施		(引継および周知) 第15条 当直長は，その業務を次の当直長に引き継ぐにあたり，運転日誌および引継日誌を引き渡し，運転状況を申し送る。

⑩原子炉起動前の確認

現在の保安規定条文にて業務項目のプロセスの内容は包含されており，新たな条文の記載は不要である。(赤色文字は用語の変更のみ)

責任箇所		保安規定条文
運転部門	関係部門	
施設 および設 備点 検実 施 定事 検停 止時 の検 査実 施 ↓ 確認	定事 検停 止時 の検 査実 施	(原子炉起動前の確認事項) 第16条 当直長は，原子炉起動開始前に，次の施設および設備を点検し，異常の有無を確認する。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源，給排水および排気施設 2. 当直長は， 定事検 停止後の原子炉起動前に，第3節に定める 定事検 停止時に実施する検査の結果を確認する。

3. 廃止措置プラントについて

廃止措置プラントについては，「2.」にて検討を実施した運転段階と同様の整理となり，一部プラントの運転に関係しない部分については省略している。

運転段階の発電用原子炉施設に係る第1編と廃止措置段階の原子炉施設に係る第2編の保安規定記載内容の比較表を合わせて以下に示す。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第 1 編 (運転段階の発電用原子炉施設編)	変更後の第 2 編 (廃止措置段階の原子炉施設編)
(運転管理業務) 第 1 2 条の 2 各課長または当直長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 a. 中央制御室における監視、第 1 3 条第 1 項および第 2 項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。 b. 運転操作 (状態管理を含む。) を実施する。 c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。 d. 原子炉施設の設定故障および事故発生時の対応操作を実施する。 (2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作 (状態管理を含む。) が必要な場合は、第 1 号 b. による運転操作 (状態管理を含む。) を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長へ系統を引き渡す。 (3) 各課長または当直長は、第 3 節 (第 7 1 条から第 7 4 条を除く。) 各条第 2 項の運転上の制限を満足していることを確認するために原子炉起動前の施設および設備の点検については、第 1 6 条に従い実施する。	(運転管理業務) 第 1 3 3 条の 2 各課長または当直長は、廃止措置の段階に応じた必要な原子炉施設の機能を維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。 (1) 当直長は、原子炉施設の運転に関する次の業務を実施する。 a. 中央制御室における監視、第 1 3 4 条第 1 項および第 2 項の巡視によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係各課長に通知する。 b. 運転操作 (状態管理を含む。) を実施する。 c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。 d. 原子炉施設の設定故障および事故発生時の対応操作を実施する。 (2) 当直長は、関係各課長の依頼に基づき運転操作 (状態管理を含む。) が必要な場合は、第 1 号 b. による運転操作 (状態管理を含む。) を実施する。また、関係各課長は、当直長から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に当直長に引き渡す。 (3) 各課長または当直長は、第 3 節 (第 1 4 4 条から第 1 4 6 条を除く。) 各条第 2 項の施設運用上の基準を満足していることを確認するために原子炉施設の定期的な確認の計画を定め、実施する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(巡視点検) 第13条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉器（以下「格納容器」という。）内部および第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域を除く。）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。実施においては、第106条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。 (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 2. 当直長は、格納容器内部および第93条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域の巡視点検について、「運転管理要領」に基づき実施する。	(巡視) 第134条 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（第160条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域を除く。）を巡視する。実施においては、第173条の3第3項に定める観点を含めて行う。以下、本条において同じ。 2 当直長は、第160条（管理区域内における特別措置）第1項に定める区域の巡視について、「運転管理要領」に基づき実施する。

島根原子力発電所

サーベイランスの実施方法について
(実条件性能確認)

令和2年8月18日

中国電力株式会社

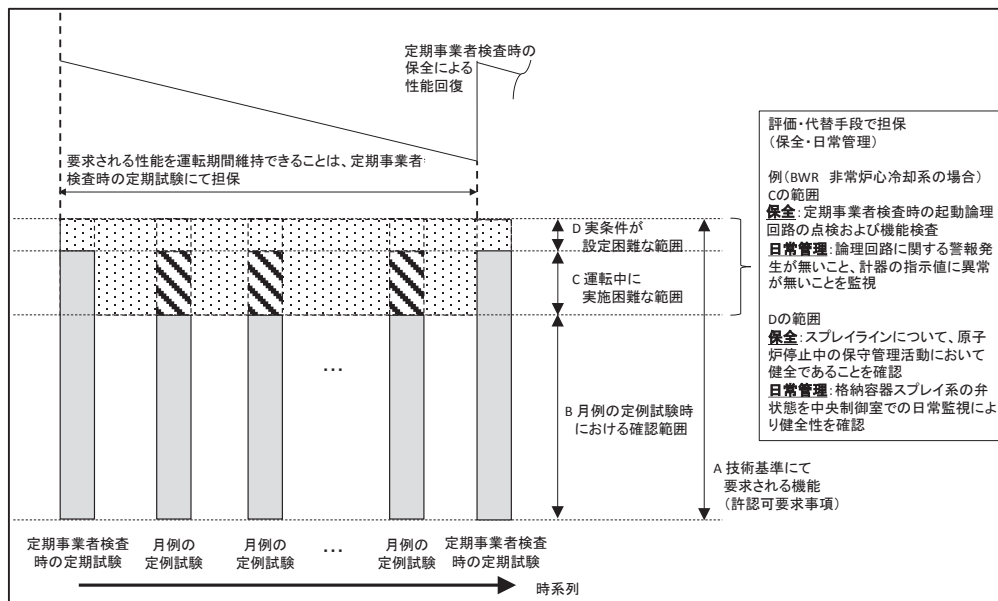
実条件性能確認および定期試験等における確認行為の対応関係について

1. 実条件性能確認一覧表の整理について

許認可に基づく要求事項（実条件性能）の確認範囲のイメージと、定期事業者検査時に実施する定期試験および月例にて実施する定例試験等にて確認する範囲の対応について整理した。

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等	月例等試験	「実条件性能確認」適合の考え方	
				実条件性能確認不足分	実条件性能確認評価
非常炉心冷却系 (39条)	(低圧注水系、格納容器スプレイ系) 原子炉設置(変更) 許可申請書にて要求する機能を満足していること ①機能要求時に(自動)起動すること。 ②機能要求時に適切に系統構成されること。	—	—	○原子炉への実注入試験【定事検/月例等】 ○格納容器内への実スプレイ試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することとは原子炉力安全上困難と考える。 ・原子炉圧力>残留熱除去系ポンプによる注入不可。 (以下省略)	・テストラインの圧力損失等を考慮したポンプ起動試験により、必要な流量や揚程を確認している。また、電動弁開閉試験を実施し系統構成が適切になされることを確認している。 ・実際に格納容器内へスプレイすることは格納容器内の汚染拡大、設備保護の観点により、実施すべきではない。格納容器スプレイ系の弁状態は中央制御室での日常監視により健全性を確認している。 (以下省略)
	③運転性能が要求機能を満足していること。 原子炉設置(変更) 許可申請書の安全解析に基づく以下評価値が担保されていること。 (低圧注水系) 流量: 954m ³ /h(工事計画書) 全揚程: 109m(評価値) (以下省略)	(低圧注水系) ○運転性能検査(①、③) ・D/G遮断機投入からRHR遮断機投入まで10±2s以内 ・ポンプ流量(m ³ /h): 954以上で、全揚程(m): 109以上であること(原子炉施設保安規定) (以下省略)	【定例試験】 残留熱除去系ポンプ手動起動試験(1ヶ月/回) <判定基準> ・残留熱除去系ポンプの流量・全揚程 流量: 954m ³ /h以上(測定流量－流体密度補正量で算出) 全揚程: 109m以上(JISに基づく全揚程) ・ポンプの運転確認後、使用した弁が待機状態であること及び主要配管が満水であること。 (以下省略)	○模擬信号投入による自動起動試験【月例等】 試験のための論理回路の一部除外等による機能要求時の対応遅れの可能性。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。 (低圧注水系) 【定事検】 ・残留熱除去系ポンプはD/G運転性能確認にて事故信号を模擬した自動起動試験により系統に要求される性能及び運転状態を確認している。 【日常管理】 ・事故信号を模擬した自動起動試験については、試験を実施するために他の機器が起動しないよう論理回路の一部を除外等する必要がある。実際の機能要求時に正常に機能しない恐れがあることから、安全上実施すべきではない。 (以下省略)

許認可に基づく要求事項と定期試験における確認項目の比較（抜粋） (例 非常用炉心冷却系（低圧注水系のみ記載）（BWR）)



確認範囲の対応イメージ

上記イメージのとおり、設置許可や技術基準にて要求される設備の性能を担保するための行為として、定期事業者検査時に実施する設備の保全および定期試験にて確認を実施している。

また、運転期間における設備の動作可能性の確認行為として、合理的に可能な範囲において日常管理としての盤面監視および巡視点検、月例で実施する定期試験にて確認しており、設備の信頼性を担保している。

2. 実条件性能（許認可要求事項）の整理について

非常用炉心冷却系を代表例として、許認可に基づく要求事項（実条件性能）を整理した。

なお、設計要件としては、安全機能に関する設計要件、信頼性に関する設計要件（耐震性など）があるが、実条件性能としては、安全機能に関する設計要件を確認する。

非常用炉心冷却系に係る安全機能に関する準拠すべき設計要件については、安全設計審査指針および技術基準により整理している。（島根原子力発電所については、現在、新規制基準未適合であることから、旧基準に対する整理とする。）

○安全設計審査指針 指針 25 非常用炉心冷却系

なお、上記設計要件においては、安全機能が要求される。

・炉心冷却機能

上記要求機能は、系統毎の設計方針に基づき設備仕様（工事計画書）を定めることに加えて、原子炉施設全体としての安全解析（設置許可）を行うことで確認している。

非常用炉心冷却系（高圧および低圧注水系）においては、当該設備として、高圧炉心スプレイ系、低圧炉心スプレイ系、低圧注水系（残留熱除去系）ポンプを備えている。

これらの機能の確認については、技術基準に基づく定期事業者検査等で確認されており、ポンプ性能については、設置許可の解析を元に評価した値を満足することで確認している。

具体的には、炉心冷却機能については、非常用炉心冷却系（高圧および低圧注水系）の運転状態を確認し、必要な注水機能が確保できること、および非常用炉心冷却系（高圧および低圧注水系）の弁が正常に動作し必要な注水経路が確保できることを確認することにより、上記機能に係る健全性を確認している。

なお、高圧および低圧注水系ポンプの動作時間についても、所定時間内に自動起動することを同機能検査により確認している。

以上より、実条件性能（許認可要求）を次のとおりとりまとめた。

【実条件性能（許認可要求）】

《高圧炉心スプレイ系》

高圧炉心スプレイ系は、原子炉冷却材喪失等の想定事象が発生した場合に原子炉設置（変更）許可申請書にて要求する機能を満足していること。

- ①機能要求時に自動起動すること
 - ②機能要求時に適切に系統構成されること
 - ③運転性能が要求機能を満足していること
- （要求値（評価値））

【高圧時】

容量：342m³/h 以上

揚程：822m 以上

【低圧時】

容量：1074m³/h 以上

揚程：260m 以上

《低圧注水系》

低圧注水系は、原子炉冷却材喪失等の想定事象が発生した場合に原子炉設置（変更）許可申請書にて要求する機能を満足していること。

- ①機能要求時に自動起動すること
 - ②機能要求時に適切に系統構成されること
 - ③運転性能が要求機能を満足していること
- （要求値（評価値））

容量：1160m³/h 以上

揚程：86m 以上

【参考：安全設計審査指針（抜粋）】

指針 2 5 非常用炉心冷却系

1. 非常用炉心冷却系は、想定される配管破断等による原子炉冷却材喪失に対して、燃料の重大な損傷を防止でき、かつ、燃料被覆の金属と水との反応を十分小さな量に制限できる設計であること。
2. 非常用炉心冷却系は、その系統を構成する機器の単一故障の仮定に加え、外部電源が利用できない場合においても、その系統の安全機能が達成できるように、多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。
3. 非常用炉心冷却系は、定期的に試験及び検査ができるとともに、その健全性及び多重性の維持を確認するため独立に各系の試験及び検査ができる設計であること。

【参考：技術基準（抜粋）】

（非常用炉心冷却設備）

第十七条 原子力発電所には、非常用炉心冷却設備を施設しなければならない。

- 2 非常用炉心冷却設備は、次の機能を有するものでなければならない。
 - 一 燃料被覆管の温度が燃料材の熔融又は燃料体の著しい破損を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものであること。
 - 二 燃料被覆管と冷却材との反応により著しく多量の水素を生ずるものでないこと。
- 3 非常用炉心冷却設備は、原子炉圧力容器内又は原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異物の影響につき想定される最も厳しい条件下においても、正常に機能する能力を有するものでなければならない。
- 4 非常用炉心冷却設備は、その能力の維持状況を確認するため、原子炉の運転中に試験ができるように施設しなければならない。

3. 保安規定への反映事項について

保安規定全条文において、前述「1.」の整理を行ったところ、保安規定第 24 条（ほう酸水注入系）および第 56 条（中央制御室非常用循環系）について、サーベイランス（月例等試験）として実条件性能確認行為に差異が確認されたことから、以下のとおり記載の充実化を行った。（詳細については添付資料 1 参照）

(ほう酸水注入系)

第24条

(中略)

2. ほう酸水注入系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 課長（発電）は、定事検停止時に、ほう酸水注入系の機能を確認する。

(2) 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前にほう酸水注入系の主要な手動弁と電動弁^{※1}が原子炉の運転状態に応じた開閉状態であることを確認する。

(中略)

(5) 当直長は、原子炉の状態が運転および起動において、ほう酸水注入系注入ポンプ運転中の吐出圧力が表24-2に定める値であることおよび主要な電動弁が開することを、1箇月に1回確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態にあることを確認する。

※1：主要な手動弁と電動弁とは、主要配管上の手動弁および電動弁ならびにこれらの配管に接続する配管上の手動弁のうち1次弁をいう。ここでいう主要配管とは、ほう酸水注入系に期待されている機能を達成するための貯蔵タンクから注入ポンプまでの吸込配管および注入ポンプから原子炉圧力容器までの注入配管をいう。(主要な電動弁については、第2項(5)においても同様。)

(中略)

(中央制御室非常用循環系)

第56条

(中略)

2. 中央制御室非常用循環系が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。

(1) 課長（発電）は、定事検停止時に、中央制御室非常用循環系が模擬信号で作動することを確認する。

(2) 課長（原子炉）および課長（3号機械）は、定事検停止時に、中央制御室非常用循環系の総合除去効率が表56-2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。

(3) 当直長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉棟内での照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用循環系ファンが起動することおよび中央制御室非常用循環系ダンパが動作可能であることを1箇月に1回確認する。

(中略)

4. 添付資料

添付資料 1 : 実条件性能確認（許認可要求事項）の整理について（中国電力：
島根 2 号炉の例）

実条件性能確認（許認可要求事項）の整理について（中国電力：島根2号炉の例）

添付資料1

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等 (判定基準)	月例等試験 (判定基準)	「実条件性能確認」適合の考え方	実条件性能確認評価
ほう酸水 注入系 (24系)	制御棒挿入不能な事態が生じた場合に、高温待機状態または高温運転状態から、高温状態ならびに低温状態で炉心を臨界未満にでき、かつ、臨界未満を維持できる機能。	-	-	「実条件性能確認」適合の考え方	実条件性能確認評価
	①機能要求時に起動すること。 ②機能要求時に適切に系統構成されること。 ③運転性能が要求機能を満足していること。 (要求値)	運転性能検査 (①, ③) ポンプ吐出圧力 (MPa) 11.1 以上であること (工事計画書に基づき保守的に設定) 振動、異音、異臭、漏えいがないこと	【定例試験】 ほう酸水注入系ポンプ手動起動試験 (1 箇月に 1 回) ＜判定基準＞ ・ポンプ出口圧力 11.1 MPa 以上 ・運転確認後、使用した弁が待機状態にあること	実条件性能確認との差異	・原子炉への実注入試験は実施不可であることから、ほう酸水注入ポンプはテストラインを用いて昇圧操作を実施、原子炉圧力を模擬し、系統に要求される性能および運転状態を確認している。 ・実注入のために必要な系統の動作試験にて動作弁については弁単体の動作試験にて性能確認を実施している。
	ポンプ吐出圧力：112.6kg/cm ² （工事計画書） 五ほう酸ナトリウム質量：1820kg 以上（工事計画書）	弁動作検査 (1) ①, ② SLC 注入弁が全開し、注入ポンプが起動すること 弁動作検査 (2) ①, ② 原子炉浄化系の入口内側隔離弁および入口外側隔離弁が全閉すること。SLC タンク出口弁および SLC 注入弁が全開すること	【定例試験】（電力自主） ほう酸水注入系電動弁手動全開全閉試験 (1 箇月に 1 回) ＜保安規定要求区分に変更予定＞ ＜判定基準＞ ・対象の弁が開閉すること	＜差異なし＞ ただし、自主試験	<u>月例試験は自主試験であるため保安規定要求へ変更する。</u> 左記確認を原子炉運転中に実施することには困難であることから実条件性能確認に對しては下記のとおり。 【定事検】 ・原子炉停止時において SLC 起動信号により、CUW 出入口隔離弁が「全開」することを確認し、SLC 系起動時に必要となる性能を補充している。 【日常管理】 ・論理回路に関連する警報の有無等、日常監視によって異常のないことを確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認している」と整理する。
	ほう酸質量確認検査 (③) 五ほう酸ナトリウム質量 (kg)：1820 以上（工事計画書）	ほう酸質量確認検査 (③) 五ほう酸ナトリウム質量 (kg)：1820 以上（工事計画書）	【巡視点検】 ・ほう酸水濃度 (1 箇月に 1 回) ・ほう酸水貯蔵タンク液量および温度 (毎日 1 回)	＜差異なし＞ (濃度、温度、液量の相関性から五ほう酸ナトリウム質量確認)	-

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等 (判定基準)	月例等試験 (判定基準)	「実条件性能確認」適合の考え方	
				実条件性能確認との差異	実条件性能確認評価
非常用炉心冷却系 その1 (39条)	(高圧炉心スプレイス) 原子炉設置(変更)許可申請書にて要求する機能を満足していること ①機能要求時に自動起動すること。 ②機能要求時に適切に系統構成されること。 ③運転性能が要求機能を満足していること。 原子炉設置(変更)許可申請書の安全解析に基づく以下評価値 ^{※1} が担保されていること。 流量：高定格 1074m ³ /h 全揚程：高定格 260m 流量：低定格 342m ³ /h 全揚程：低定格 822m ※1：H21.12.25 付原子炉施設保安規定変更認可申請書 添付資料「島根2号炉 高圧炉心スプレイスポンプの判定基準の見直しに伴う変更」	運転性能検査 ①, ③ ・H-DG しや断器投入から HPCS しや断器投入まで 0+2s 以内 ・ポンプ 流量 (m ³ /h), 全揚程 (m) が 1074 (高定格流量) 以上で、全揚程 260 以上であること (原子炉施設保安規定) 流量が 342 (低定格流量) 以上で、全揚程 822 以上であること (原子炉施設保安規定) ・振動、異音、異臭、漏えいがないこと	【定例試験】 高圧炉心スプレイスポンプ手動起動試験 (含補機冷却系、海水系) (1 箇月に 1 回) <判定基準> ・ポンプの流量 (m ³ /h), 全揚程 (m) ポンプ流量 (高定格: 1074 以上, 低定格: 342 以上) ポンプ全揚程 (高定格: 260 以上, 低定格: 822 以上) ・振動、異音、異臭がないこと ・運転確認後、使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であること	〇原子炉への実注入試験【定事故/月例等】 下記のとおり、原子炉運転中に実施することとは原子炉安全上困難と考える。 ・試験のための論理回路の一部除外等による機能要求時の対応遅れの可能性がある。	左記確認を原子炉運転中に実施することとは困難であることから実条件性能確認に對しては下記のとおり。 【定事故】 ・高圧炉心スプレイスポンプは DG 運転性能確認にて事故信号を模擬した自動起動試験により系統に要求される性能および運転状態を確認している。 【日常管理】 ・事故信号を模擬した自動起動試験については、試験を実施するために他の機器が起動しないよう論理回路の一部を除く等する必要がある、実際の機能要求時に正常に機能しない恐れがあることから、安全上実施すべきではない。このため、自動起動に係る論理回路については、中央制御室での日常監視により健全性を確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認している整理する。
		弁動作検査 ② 弁動作時間 (s) HPCS 注水弁 全閉→全開 動作時間 10s 以内	【定例試験】 高圧炉心スプレイス電動弁作動試験 (含補機海水系) (1 箇月に 1 回) 高圧炉心スプレイス試験可能逆止弁作動試験 (1 箇月に 1 回) <判定基準> ・HPCS 注水弁および試験可能逆止弁が開すること ・動作確認後、使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であること	<差異なし>	-

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等 (判定基準)	月例等試験 (判定基準)	「実条件性能確認」適合の考え方	
非常用炉心 心格却系 その1 (39条)	(低圧注水系、格納容器冷却系) 原子炉設置(変更)許可申請書にて要求する機能を満足していること ①機能要求時に自動起動*1すること。 ②機能要求時に適切に系統構成されること。 ③運転性能が要求機能を満足していること。 原子炉設置(変更)許可申請書の安全解析に基づく以下評価値**が担保されていること。 流量：1160m ³ /h 全揚程：86m ※1：格納容器冷却系は手動起動 ※2：H21.12.25付原子炉施設保安規定変更認可申請書 添付資料「島根2号炉 低圧注水系ポンプの判定基準の見直しに伴う変更」	-	-	実条件性能確認との差異	実条件性能確認評価
				○原子炉への実注入試験【定事検/月例等】 ○格納容器内への実スプレイト試験【定事検/月例等】 下記のとおり、原子炉運転中に実施することとは原子炉安全上困難と考える。 ・原子炉圧力>残留熱除去系ポンプによる注入不可。 ・格納容器内の汚染拡大防止。 (弁間が汚染されているため、N ₁ によるAir試験でも汚染の可能性があり、また弁構成時にD/W圧力の変動を招く。) ・格納容器内機器類の損傷リスク上昇による原子炉安全への影響がある。	・テストラインの圧力損失等を考慮したポンプ起動試験により、必要な流量や揚程を確認している。また、電動弁閉鎖試験を実施し系統構成が適切になされることを確認している。 ・実際に格納容器内へスプレイトすることは格納容器内の汚染拡大、設備保護の観点により、実施すべきではない。格納容器のスプレイト系の弁状態は中央制御室での警報等の日常監視により健全性を確認している。スプレイトラインについては原子炉停止中の保全活動においてノズルの閉塞していないこと等により健全性を確認している。
非常用炉心格却系 その2 (39条)	-	-	【定例試験】 (低圧注水系、格納容器冷却系) 低圧注水系ポンプ手動起動試験(1箇月に1回) <判定基準> ・ポンプの流量 (m ³ /h)、全揚程 (m) ポンプ流量 (1160以上) ポンプ全揚程 (86以上) ・振動、異音、異臭がないこと ・運転確認後、使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であること	○模擬信号投入による自動起動試験【月例等】 下記のとおり、原子炉運転中に実施することとは原子炉安全上困難と考える。 ・試験のための論理回路の一部除外等による機能要求時の対応遅れの可能性がある。	左記確認を原子炉運転中に実施することとは困難であることから実条件性能確認に対しては下記のとおり。 (低圧注水系) 【定事検】 ・残留熱系ポンプはDG運転性能確認にて事故信号を模擬した自動起動試験により系統に要求される性能および運転状態を確認している。 【日常管理】 ・事故信号を模擬した自動起動試験については、試験を実施するために他の機器が起動しないよう論理回路の一部を除外等する必要があり、実際の機能要求時に正常に機能しない恐れがあることから、安全上実施すべきではない。このため、自動起動に係る論理回路については、中央制御室での日常監視により健全性を確認している。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認している」と整理する。
非常用炉心格却系 その3 (39条)	-	-	【定例試験】 (低圧注水系) 低圧注水系電動弁作動試験(1箇月に1回) 低圧注水系試験可能逆止弁作動試験(1箇月に1回) (格納容器冷却系) 格納容器冷却系電動弁作動試験(含原子炉補機冷却系)(1箇月に1回) <判定基準> ・RHR注水弁、RHRテスト弁および試験可能逆止弁、ドライウェルスプレイト弁、トーラススプレイト弁が開すること ・動作確認後、使用した弁が待機状態にあることおよび主要配管が満水であること	<差異なし>	-

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等 (判定基準)	月例等試験 (判定基準)	「実条件性能確認」適合の考え方	
				実条件性能確認との差異	実条件性能確認評価
可燃性ガス濃度制御系 (47条)	冷却材喪失事故時に可燃性ガスが発生しても、格納容器内雰囲気中の酸素または水素のいづれかが、それぞれ5 vol %または4 vol %以下であることを維持でき、単一故障を仮定しても所定の機能を達成できるような100%の処理能力を有する2系統が担保されていること。 ①機能要求時に起動すること。 ②機能要求時に系統構成されること。 ③運転状態が要求機能を満足していること。 原子炉設置(変更)許可申請書添付書類八 系統設計流量: 約255 Nm³/h/系統 再結合器内ガス: 718℃に制御	昇温検査 ①、③ - 温度制御点到達時間(h): 3以内(原子炉設置(変更)許可申請書) - 再結合器内ガス温度(℃): 649±14(使用前検査) - プロロフ入口流量(m³/h): 255以上(工事計画書) ・振動, 異音, 異臭がないこと	【定例試験】 可燃性ガス濃度制御系プロロフ手動起動試験(常温作動試験)(1箇月に1回) ＜判断基準＞ - プロロフ入口流量(m³/h): 255以上 - 振動, 異音, 異臭がないこと	○昇温試験【月例等】 下記のとおり, 原子炉運転中に実施することとは原子炉安全上困難と考える。 加熱管(配管)への熱疲労の蓄積による設備損傷リスク上昇により原子炉安全に影響がある。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記のとおり。 【定事検】 - 原子炉停止時に実施する定事検での昇温試験により事故時条件を模擬した上で系統に要求される性能および運転状態を確認している。 【月例試験】 - プロロフ起動試験において, 動作確認を実施している。また, 電動弁作動試験を実施し, 系統構成が適切になされることを確認している。 - 昇温した状態での試験は実施していないが, 100℃～650℃の大きな温度変化の繰り返しは加熱管の熱疲労を助長する可能性があり, 設備損傷リスクを高めることになるため, 頻繁に実施すべきでない。また, 加熱器電気ヒータの劣化として想定される事象は絶縁特性低下であるが, 耐熱耐食性の高いシース材を使用し, 気密が保たれた構造となっていることおよび点検時には絶縁抵抗測定を実施し, 健全性を確認していることから, これらはプラント運転期間中に急激に進行する劣化事象ではなく, 定事検での昇温試験により十分に健全性を担保できると考える。 【日常管理】 - 加熱器電気ヒータは除漏目的として常時昇温させており, 中央制御室の表示, パトロール等により代表ヒータの異常を日々確認している。 以上の組み合わせおよび劣化傾向に基づく保全も含めた組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。
		弁動作検査 ② 可燃性ガス濃度制御系起動信号により, 冷却水入口弁および冷却水供給弁が全開することを確認する。 (判定基準とはしていないが, 昇温検査の過程で確認している。)	【定例試験】 可燃性ガス濃度制御系電動弁作動試験(1箇月に1回) ＜判定基準＞ FCS 隔離弁が開ること	＜差異なし＞	

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等 (判定基準)	月例等試験 (判定基準)	「実条件性能確認」適合の考え方	
				実条件性能確認との差異	実条件性能確認評価
中央制御室非常用循環系 (56条)	事故時に運転員が中央制御室に接近し、またはとどまり、プラントの必要な運転操作を行える雰囲気環境を維持できるよう、中央制御室非常用循環系を2系列担保し、設置(変更)許可申請書添付書類人に記載されるよう素除去効率を維持していること。 ①機能要求時に自動起動すること。 ②機能要求時に系統構成されること。 ③運転状態が要求機能を満足していること。 系統より素除去効率：95%以上(相対湿度70%以下において)	自動起動検査 ①、②) 「換気系放射線異常高」の模擬信号により自動起動し、非常用循環系に切り替わること	-	○模擬信号投入による自動起動試験【月例等】 下記のとおり、原子炉運転中に実施することとは安全上困難と考える。 試験のための論理回路の一部除外等による機能要求時の対応遅れの可能性がある。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記のとおり。 【定事検】 - 原子炉停止中に定事検において模擬信号にて中央制御室換気系が非常用循環系に切り替わることを確認している。 【日常管理】 - 自動起動に係る論理回路については、中央制御室による監視により健全性を確認している。 以上の組み合わせにより、実条件性能を確認している」と整理する。
		運転性能検査 ③) MCR 送風機、MCR 再循環送風機およびMCR 排風機の運転状態が、振動、異音、異臭がないこと	【定例試験】(電力自主) 中央制御室空調換気系隔離運転および外気取入運転試験(3箇月に1回) <保安規定要求区分に変更予定> <判定基準> MCR 送風機、MCR 再循環送風機およびMCR 排風機の運転状態が、振動、異音、異臭がないこと	<差異なし> ただし、自主試験	<u>定例試験は自主試験であるため保安規定要求へ変更する。</u>
		中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査 よう素用チャコールフィルタの総合除去効率が95%以上であること(原子炉施設保安規定)	-	○フィルタ性能検査【月例等】 下記のとおり、原子炉運転中に実施することとは困難であると考ええる。 - 性能検査にはフィルタユニットの開放が必要であるため、機能要求時の対応遅れの可能性がある。 - フィルタ性能は試験用サンプルを使用し試験を行うものであり、運転中に月例等で試験を実施するとサンプルがなくなり、評価が困難となる。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記のとおり。 【定事検】 - フィルタは静的機器であること、試運転時にはフィルタを劣化させる有機溶剤等の使用を制限した上で実施すること等の管理により、著しく劣化することとは想定されない。 - フィルタ性能は試験用サンプルを使用し試験を行うものであり、原子炉停止時に実施する定事検にて性能を担保している。 【日常管理】 上記の管理により健全性を確認している。以上の組み合わせにより実条件性能を確認している」と整理する。

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等 (判定基準)	月例等試験 (判定基準)	「実条件性能確認」適合の考え方	
				実条件性能確認との差異	実条件性能確認評価
非常用ディーゼル発電機その1 (59 条)	外部電源喪失時において、原子炉の停止および冷却に必要な系統および機器に電力を供給するため、3 系列を確保し、かつ原子炉設置 (変更) 許可申請書の安全解析における自動起動時間以内に起動し、工事計画書記載の出力等が担保されていること。	運転性能検査 LOCA 信号または LOPA 信号のいずれか早い方の信号発信から、DG の電圧が確立するまでの時間として DG 遮断器投入までの時間が、10 秒以内 (H-DG は 13 秒以内) であること。 (使用前検査) DG の運転状態は以下を満足すること。なお、H-DG の判定基準は括弧内です。 機関回転速度 (rpm) : 514 ± 10 以内 (514 ± 10 以内) (工事計画書、設計値) 機関出口 1 次水温度 (°C) : 95 以下 (95 以下) (設計値) 機関出口潤滑油温度 (°C) : 85 以下 (85 以下) (設計値) 機関入口潤滑油圧力 (MPa) : $0.44 \sim 0.60$ ($0.44 \sim 0.69$) (設計値) 発電機電圧 (kV) : 6.9 ± 3.0 (6.9 ± 3.0) (工事計画書、原子炉施設保安規定) 発電機周波数 (Hz) : 60 ± 1.2 (60 ± 1.2) (工事計画書、原子炉施設保安規定) 振動、異音、異臭、漏えいがないこと。	【定例試験】 非常用電源ディーゼル発電機手動起動試験 (1 箇月に 1 回) <判定基準> 非常用ディーゼル発電機を待機状態から始動し、無負荷運転時に非常用交流高圧電流母線に並列して定格出力で運転可能であること 以下を満足すること (H-DG の判定基準は括弧内です) ディーゼル発電機電力 (MW) : 定格出力 5.84 (3.2) ディーゼル発電機電圧 (kV) : 起動後並列前 6.9 ± 3.0 (6.9 ± 3.0) ディーゼル発電機周波数 (Hz) : 起動後並列前 60 ± 1.2 (60 ± 1.2)	実条件性能確認による自動起動試験【月例等】 下記のとおり、原子炉運転中に実施することとは原子炉安全上困難と考える。 ・ LOCA 信号投入は高圧系 ECCS を起動させるとともに、原子炉へ注水されるため、原子炉出力、水位変動を誘発する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記のとおり。 【定事検】 ・ 原子炉停止中に定事検において模擬信号投入による自動起動試験を実施している。 【日常管理】 ・ 原子炉運転中においては事故信号を模擬した自動起動試験については、試験を実施するために他の機器が起動しないよう論理回路の一部を除く等する必要がある。実際の機能要求時に正常に機能しない恐れがあることから、安全上実施すべきではない。このため、自動起動に係る論理回路については、中央制御室での日常監視により健全性を確認している。以上の組み合わせにより実条件性能を確認している」と整理する。

島根原子力発電所

燃料管理・運搬について

令和2年8月18日

中国電力株式会社

1. 燃料の検査に係る事項（第80条（燃料の検査））

(1) 燃料集合体外観検査について

保安規定第80条第1項は、炉心に継続装荷予定の照射燃料に対する外観検査について定めている。本検査は、燃料集合体の外観検査を実施することにより、技術基準第23条第1項および第2項に係る機能の健全性を確認するものである。

燃料管理を実施する長（設備所管）である課長（燃料技術）が、燃料の健全性を確認するなど、燃料管理プロセスとして実施する行為を記載しているが、検査のプロセスは第2項にて施設管理条項を引用しているように、「第8章 施設管理」に基づき実施する。ここで、検査の独立性を考慮した検査実施責任者が判定を実施し、その結果を課長（燃料技術）に通知する。

(2) シッピング検査条項の削除について

今回、保安規定の審査基準の改正により「燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定した燃料の健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。」と変更された。これを踏まえ、シッピング検査は技術基準適合性の確認を行う定期事業者検査ではないことから、本条項から削除し、第8章の施設管理の実施事項として整理した。

なお、従前より、シッピング検査は定期事業者検査と整理していない。

2. 取替炉心の安全性（第81条（燃料の取替実施計画））

(1) 取替炉心の安全性評価項目の追加について

日本電気協会の「取替炉心の安全性確認規程」の改定（JEAC4211-2018）を反映し、取替炉心ごとに確認する安全性評価項目を10項目に追加した。各項目について、サイクルを通して、原子炉設置（変更）許可申請における安全性評価時に設定した安全解析の解析入力値または制限値を満足していることを確認する。

取替炉心の安全性評価項目の内容と目的は以下のとおり。

評価項目	内容および目的
①停止余裕	当該サイクルの評価結果が、事前の安全評価時に設定した制限値を満足することを確認する。 通常運転の低温停止状態から最大反応度価値をもつ制御棒1本（ABWRの場合は同一の水圧制御ユニットに属する制御棒一組または1本）が引き抜かれた状態における炉心の未臨界度。通常運転時および異常状態において原子炉の安全停止への移行を確実にするために、制御棒1本が引き抜かれた状態でも臨界未満であることを取替炉心設計およびサイクル初期の原子炉起動前における原子炉停止余裕検査により確認する。

評価項目	内容および目的
② 最小限界出力比	当該サイクルの評価結果が、事前の安全評価時に設定した制限値を満足することを確認する。 通常運転の出力運転時における燃料の限界出力比の最小値。運転時の異常な過渡変化が生じた場合においても、燃料被覆管に過熱が生じない（炉心内の99.9%以上の燃料が沸騰遷移を起こさない）ように、通常運転時の制限値が定められている。この制限値が、異常状態の解析において事象発生前の炉心の初期熱的特性の入力条件として使用される。
③ 燃料棒最大線出力密度	当該サイクルの評価結果が、事前の安全評価時に設定した制限値を満足することを確認する。 通常運転の出力運転時における単位燃料棒長さ当たりの熱出力の最大値。運転時の異常な過渡変化が生じた場合においても、燃料被覆管に過度のひずみが生じない（燃料被覆管の円周方向平均塑性ひずみが1%以下である）ように、通常運転時の制限値が定められている。この制限値が、異常状態の解析において事象発生前の炉心初期熱的特性の入力条件として使用される。
④ 燃料集合体最高燃焼度	当該サイクルの評価結果が、事前の安全評価時に設定した安全解析の制限値を満足することを確認する。 サイクル末期における燃料集合体タイプごとの燃焼度の最大値。原子炉での燃料の使用状態を十分包含するように設定した燃料集合体最高燃焼度の制限値が、燃料の熱・機械設計解析において入力条件を設定する際に使用される。
⑤ 燃料の出力履歴	当該サイクルの評価結果が、事前の安全評価時に設定した安全解析の入力値を満足することを確認する。 通常運転の出力運転時における線出力密度をペレット燃焼度の関数として整理したもの。原子炉での燃料の使用状態を十分包含するように設定した設計出力履歴が、燃料棒の熱・機械設計において入力条件として使用される。

評価項目	内容および目的
⑥核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性，炉心安定性および領域安定性）	当該サイクルの評価結果が，事前の安全評価時に設定した制限値を満足することを確認する。 通常運転の出力運転時における反応度フィードバックおよび／または熱水力学的な振動現象の影響により生じる出力および／または流量振動の減幅比。出力運転範囲の中で発生する振動が発振に至らないことを確認する。
⑦減速材ボイド係数	当該サイクルの評価結果が，事前の安全評価時に設定した安全解析の入力値を満足することを確認する。 通常運転時の出力運転時における減速材のボイド率変化に対する反応度の変化割合を示す反応度係数。原子炉での燃料の使用状態を十分包含するように設定した減速材ボイド係数が，異常状態の解析において入力条件として使用される。
⑧スクラム反応度曲線	当該サイクルの評価結果が，事前の安全評価時に設定した安全解析の入力値を満足することまたは安全解析の入力値を積分したスクラムインデックスを満足することを確認する。 通常運転の出力運転時からのスクラムによる出力抑制効果を，制御棒の炉心内への挿入割合と添加反応度の関係で表した曲線。原子炉での燃料の使用状態を十分包含するように設定した設計用スクラム反応度曲線が，異常状態の解析において入力条件として使用される。
⑨制御棒の最大反応度価値	当該サイクルの評価結果が，事前の安全評価時に設定した安全解析の入力値を満足することを確認する。 通常運転（原子炉起動時）において，最大価値をもつ制御棒1本が落下した場合に添加される反応度。反応度の異常な添加または原子炉出力の急激な変化において，炉心および原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれないように制限値が定められている。この制限値が，異常状態の解析において入力条件として使用される。

評価項目	内容および目的
⑩ ほう酸水注入時の実効増倍率	当該サイクルの評価結果が、事前の安全評価時に設定した安全解析の制限値を満足することを確認する。 通常運転の出力運転時から制御棒が動作しない場合におけるほう酸水注入系による停止能力。高温待機状態または高温運転状態から原子炉を臨界未満にでき、かつ、高温状態で臨界未満を維持できることを確認する。

(2) 計算コードの妥当性確認について

保安規定第81条第2項では、課長（燃料技術）は、取替炉心の安全性評価には妥当性を確認した計算コードを用いること、妥当性確認する体制をあらかじめ定めることとしている。計算コードの妥当性の確認では、計算コードが取替炉心の特性を適切に取り扱うことができることを確認する。計算コードの妥当性確認は評価結果を担保する上で重要であり、十分な力量を持った要員を含めた体制を構築し、確認を行う。

(3) 取替炉心の安全性評価および確認に係る体制について

保安規定第81条第2項では、課長（燃料技術）は、取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認することとしている。同第1項では、課長（燃料技術）は、その評価および確認の結果を燃料取替実施計画に含め、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得ることとしている。

3. 使用済燃料貯蔵ラックへの収納が適切でない場合の措置（第84条（使用済燃料の貯蔵））

「第80条（燃料の検査）」条文から SHIPPING 検査条項を削除したことに伴い、第80条第3項にて定める「使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる」ことについて、第80条第1項の燃料集合体外観検査の結果に限らず適用するよう、第84条にも追記した。

4. 運搬について（第78条（新燃料の運搬）、第84条の2（使用済燃料の運搬）、第86条（放射性固体廃棄物の管理）、第103条（発電所外への運搬））

(1) 核燃料物質等の運搬に係る検査について

核燃料物質等の運搬においては、要求事項への適合性を検証するために、ホールドポイントを適切に設けて、「自主検査等」※1を実施する。

※1：要求事項への適合性を判定するために事業者が行う合否判定基準のある自主的な検査等をいう。（品管規則の解釈第19条第3項）

①基本的な考え方

核燃料物質等の運搬の主要プロセス・工程を添付資料 1～3 に示す。新検査制度導入後においては、核燃料物質等の運搬に係る業務プロセスを従来どおり QMS により適切に管理するとともに、原子力安全上の重要度を踏まえ、運搬物に係る要求事項（運搬物に対する技術基準）への適合確認をホールドポイントと位置づけ、自主検査等と整理するとともに、その実施にあたっては、品管規則第48条第 6 項に基づき、重要度に応じて信頼性を確保する。

なお、実用炉規則第88条第 1 項に基づく措置の実施状況の運搬前の確認は、運搬に係る業務プロセスにおいて保安のために必要な措置が講じられていることを確認する行為であり、自主検査等としない。

②自主検査等の範囲

前項の考え方を踏まえ、自主検査等を具体的に整理した結果を以下に示す。

- ・使用済燃料および新燃料の事業所外運搬における、炉規法第59条第 1 項に基づく発送前検査
- ・使用済燃料の事業所内運搬における、炉規法第59条第 1 項に基づく発送前検査に準じて実施する発送前検査相当
- ・事業所外運搬における、外運搬規則適合検査

(2) 自主検査等の信頼性確保の考え方

収納物の性状やIAEA規則に定められている収納限度・重要度等を踏まえ、放射線障害等の公衆へのリスクに応じて、以下のとおり、自主検査等の信頼性を確保する。（添付資料 4 参照）

①独立性確保の考え方

核燃料物質を含む放射線障害等の公衆へのリスクが高い使用済燃料の事業所外（内）運搬における、発送前検査（発送前検査相当）は、使用済燃料を運搬する組織（技術部（燃料技術）および廃止措置・環境管理部（放射線管理））とは別の組織の者を検査実施責任者とし組織的独立を確保する。

また、新燃料の事業所外運搬における発送前検査および、事業所外運搬における、外運搬規則適合検査については、公衆へのリスクが低いことから、直接の工事担当者からの独立、または発注者と受注者の関係による独立を確保する。

②記録の信頼性確保の考え方

事業所外（内）運搬における発送前検査（発送前検査相当）および事業所外運搬における外運搬規則適合検査において、立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務（データ採取）の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちによるオブザベーションとして実施する。

③独立性および記録の信頼性以外の管理方法の考え方

事業所外（内）運搬における発送前検査（発送前検査相当）においては、個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を作成する。

また、事業所外運搬における外運搬規則適合検査においては、個別案件ごとに検査要領書や検査体制表等は作成せず、恒常的な体制により二次文書等に定める方法で実施する。

5. 廃止措置プラントについて

上記は、運転段階の発電用原子炉施設に係る第1編について記載したものであるが、廃止措置段階の原子炉施設に係る第2編についても同様の考え方に基づき変更する。

6. 添付資料

添付資料1：使用済燃料の事業所外運搬／事業所内運搬（号機間運搬）に関する主要プロセス・工程の例

添付資料2：ウラン新燃料の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

添付資料3：A型、L型、IP型の運搬物の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例（核燃料物質を封入しているものを除く）

添付資料4：核燃料物質等の運搬における自主検査等の信頼性確保の考え方

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(新燃料の運搬) 第78条 課長（燃料技術）は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物天井クレーンを使用する。 2. 課長（燃料技術）は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。 (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。※1 3. 課長（燃料技術）は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項（1）から（3）に加え、次の各号を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること。※1 (2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 4. 課長（放射線管理）は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する※1。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。	(新燃料の運搬) 第147条 課長（燃料技術）は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建物クレーンを使用する。 2. 課長（燃料技術）は、管理区域内において新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。 (1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 (2) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。 3. 課長（燃料技術）は、管理区域外において新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項（1）から（3）に加え、次の各号を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入すること。 (2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識をつけること。 (3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張り人を配置すること。 (4) 車両を徐行させること。 (5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 4. 課長（放射線管理）は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 7. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。 （中略） 〔規定なし〕	5. 課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。 6. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 7. 課長（燃料技術）は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用とならない。 （中略） 〔規定なし〕
（燃料の検査） 第80条 課長（燃料技術）は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。 2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。 3. 課長（燃料技術）は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じる。 4. 課長（燃料技術）は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。	

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(燃料の取替実施計画) 第81条 課長（燃料技術）は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。 2. 課長（燃料技術）は、取替炉心ごとに原子炉の運転履歴および燃料配置等の変動によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置（変更）許可申請書に基づき設定する制限値（燃料の熱・機械設計、核設計、熱水力設計、安定性および安全評価の解析入力値または制限値に基づき設定）を満足することを確認するため、次号を実施する。 (1) 第1項の燃料取替実施計画を定める前に、燃料を装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるように設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が制限値を満足していることを確認する。なお、評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。 a. 停止余裕 b. 最小限界出力比 c. 燃料棒最大線出力密度 d. 燃料集合体最高燃焼度 e. 燃料の出力履歴 f. 核熱水力安定性（チャンネル水力学的安定性、炉心安定性および領域安定性） g. 減速材ボイド係数 h. スクラム反応度曲線 i. 制御棒の最大反応度価値^{*1} j. ほう酸水注入時の実効増倍率	[規定なし]

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
※1：制御棒の最大反応度値は、制御棒グループの設定やバンク引き抜き等によって燃料配置や炉心状態に限らず基準を満足する手順を作成することが可能である。よって、代替炉心の安全性評価項目ではあるが燃料代替実施計画を定める前ではなく、制御棒操作手順作成時に確認を行う。 3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ課長（燃料技術）は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる代替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた代替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 （中略）	[規定なし]

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(使用済燃料の貯蔵) 第84条 課長（燃料技術）は、使用済燃料（以下、照射された燃料を含む。）を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。 (1) 各号炉の使用済燃料を表84に定める燃料プールに貯蔵すること。 (2) 燃料プールの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 燃料取替機を使用すること。 (4) 燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。 (中略)	(使用済燃料の貯蔵) 第149条 課長（燃料技術）は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の各号を遵守する。 (中略) (5) 使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した使用済燃料については、破損燃料収納容器に収納する等の措置を講じること。 (中略) (使用済燃料の運搬) 第149条の2 課長（燃料技術）は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替装置を使用する。 2. 課長（燃料技術）は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認し、燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。 (中略) 3. 課長（燃料技術）は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を運搬する場合は、運搬前に次の各号を確認する。ただし、管理区域内で運搬する場合には、(3) から (6) の適用を除く。 (中略)

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）	
	変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	
	4．課長（放射線管理）は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、移動前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5．課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。 6．課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。 7．検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 8．前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 9．課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	4．課長（放射線管理）は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外において運搬する場合は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。 5．課長（放射線管理）は、課長（燃料技術）が管理区域内で第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。 6．課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう、措置を講じる。 7．検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 8．前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 9．課長（燃料技術）は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。

使用済燃料の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

主要プロセス						備 考
(1) 空容器受取	(2) 輸送物仕立	(3) 発送前検査	(4) 構内輸送※4	(5) 事業所外運搬（発地側）※1	(6) 輸送物の船積※5	
- 緩衝体取外し※2 - 建屋搬入 - 輸送容器受取検査	- 蓋開、入水準備 - 燃料吊下ろし - 燃料装荷 - 蓋仮閉め - 燃料吊上げ - 蓋閉め、除染 - 水位調整 - 建屋外搬出 - 緩衝体取付※2 - 封印取付※2	- 外観検査 - 線量当量率検査 - 表面密度検査 - 温度測定検査 - 圧力測定検査 - 収納物検査 - 重量検査 - 未臨界検査 - 気密漏えい検査 - 吊上げ検査	- 発電所長承認 - 転倒、転落防止 - 標識 - 見張人配置 - 徐行 - 知識/経験を有する者の同行 - 危険物混載有無 - 線量当量率※3 - 表面汚染密度※3	- 発電所長承認 - 携行資機材類確認 - 標識、灯火、固縛状況 - 車両積付時の外観検査 - 表面密度検査 - 線量当量率検査 - 隊列編成状況 - 要員配置 等	【船積前】輸送物 - 線量当量率検査 - 表面密度検査 - 船積作業 【船積後】船内 - 線量当量率検査	※1：公道輸送を実施する場合 ※2：建屋内外での実施は、プラントにより差異あり ※3：発送前検査を兼ねる場合有り ※4：公道輸送を実施しない場合 ※5：船舶輸送を実施する場合
現 場 作 業	①車両運搬確認申請 電力、輸送会社※6→原子力規制委員会 ②核燃料輸送物運搬確認申請 ※1 電力【発地側】、輸送会社※6【着地側】→ 国交省自動車局 ③核燃料物質等運搬届出 ※1 電力【発地側】、輸送会社※6【着地側】→都道府県公安委員会 ④取決めの締結確認 事業者間で取決め締結後申請（電力→原子力規制委員会） 付保手続（電力→文科省/原子力保険プール） ⑤原子力損害賠償補償契約 原子力損害賠償責任保険契約 ⑥放射性輸送物運送計画・安全確認申請※5 船長（運航会社）→国交省海事局 ⑦放射性物質等運送届※5 船長（運航会社）→管区海上保安本部 ⑧危険物積付検査申請※5 船長（運航会社）→国交省海事局					※6：電力より運搬を委託された者 ・着地側の事業所外運搬に係る申請手続は輸送会社が実施 [電力は連名申請]
	原子炉等規制法					※6：電力より運搬を委託された者 ・着地側の事業所外運搬に係る申請手続は輸送会社が実施 [電力は連名申請]
	船舶安全法					※6：電力より運搬を委託された者 ・着地側の事業所外運搬に係る申請手続は輸送会社が実施 [電力は連名申請]
	許 認 可 関 係					※6：電力より運搬を委託された者 ・着地側の事業所外運搬に係る申請手続は輸送会社が実施 [電力は連名申請]

使用済燃料の事業所内運搬（号機間運搬）に関する主要プロセス・工程の例

主要プロセス							備考
搬出側号機			(3)構内運搬 (実入容器)	搬入側号機		(6)構内運搬 (空容器)	
(1)空容器搬入	(2)燃料装荷、実入容器搬出			(4)実入容器搬入	(5)燃料取出、空容器搬出		
・緩衝体取外し ※2 ・建屋搬入	・蓋開、入水準備 ・燃料装荷 ・燃料取出 ・蓋反閉め ・燃料吊上げ	発送前検査相当※1 ・外観検査 ・線量当量率検査 ・表面密度検査 ・温度測定検査 ・圧力測定検査 ・収納物検査 ・重量検査 ・未臨界検査 ・気密漏えい検査 ・吊上げ検査	・転倒、転落防止 ・標識 ・見張人配置 ・徐行 ・知識/経験を有する者の同行 ・危険物混載有無 ・線量当量率※3 ・表面汚染密度※3 等 【運搬前確認】 実用炉規則 88 条 (事業所内運搬)	・封印取外※2 ・緩衝体取外※2 ・建屋搬入	・入水準備 ・燃料吊下ろし ・燃料取出 ・蓋反閉 ・燃料吊上げ ・蓋閉め、除染 ・内部水排水 ・建屋外搬出 ・緩衝体取付※2	・転倒、転落防止 ・標識 ・危険物混載有無 ・線量当量率 ・表面汚染密度 等 【運搬前確認】 実用炉規則 88 条 (事業所内運搬)	
現場作業							
原子炉等規制法							許可関係

：自主検査等

ウラン新燃料の事業所外運搬に関する主要プロセス・工程の例

主要プロセス					
(1)空容器受取	(2)輸送物仕立	(3)発送前検査	(4)構内輸送※3	(5)事業所外運搬（発地側）※1	(6)輸送物の船積※4
・建屋搬入	・蓋開 ・新燃料収納 ・蓋閉め	・外観検査 ・線量当量率検査 ・表面密度検査 ・収納物検査 ・重量検査 ・未臨界検査 ・吊上げ検査	・発電所長承認 ・転倒、転落防止 ・標識 ・見張人配置 ・徐行 ・知識/経験を有する者の同行 ・危険物混載有無 ・線量当量率※2 ・表面汚染密度※2等	・発電所長承認 ・携行資機材類確認 ・標識、灯火、固縛状況 ・車両積付時の ・外観検査 ・表面密度検査 ・線量当量率検査 他 ・隊列編成状況 ・要員配置 等 確認 ・隊列 ・輸送	・【船積前】輸送物 ・線量当量率検査 ・表面密度検査 ・船積作業 ・【船積後】船内 ・線量当量率検査
現場作業					
原子炉等規制法	車両運搬確認申請	電力、輸送会社※5→原子力規制委員会	【運搬前確認】 実用炉規則 88 条 (事業所内運搬)	確認	※5：電力より運搬を委託された者
取決めの締結確認	核燃料物質等運搬届出 ※1	電力【発地側】、輸送会社※5【着地側】→都道府県公安委員会			・着地側の事業所外運搬に係る申請手続は輸送会社が実施 [電力は連名申請]
原子力損害賠償補償契約 原子力損害賠償責任保険契約	事業者間で取決め締結後申請（電力→原子力規制委員会）	付保手続（電力→文科省/原子力保険プール）			
放射性輸送物運送計画・安全確認申請※4	船長（運航会社）→国交省海事局				
放射性物質等運送届※4	船長（運航会社）→管区海上保安本部				
船舶安全法	危険物積付検査申請※4	船長（運航会社）→国交省海事局			確認

主要プロセス						備 考
(1)空容器受取	(2)輸送物仕立	(3)外運搬規則 適合検査	(4)構内輸送※2	(5)事業所外運搬（発地側）※1	(6)輸送物の船積※5	
・ 建屋搬入	・ 蓋開 ・ 蓋閉め	- 放射能確認 - 法令に適合した容器への収納 - 線量当量率測定 - 表面汚染密度測定 - 等	- 発電所長承認 - 転倒、転落防止 - 標識 - 危険物混載有無 - 線量当量率※4 - 表面汚染密度※4 - 等	準備 - 発電所長承認 - 携行資機材類確認 - 標識、灯火、固縛状況 - 車両積付時の ・ 外観検査 ・ 表面密度検査 ・ 線量当量率検査 他	【船積前】輸送物 -線量当量率検査 -表面密度検査 ・ 船積作業 【船積後】船内 -線量当量率検査	※1：公道輸送を実施する場合 ※2：発地側で公道輸送を実施しない場合 ※3：必要に応じて実施 ※4：外運搬規則適合検査を兼ねる場合有り ※5：船舶輸送を実施する場合
現場作業	規制子法等	外運搬規則 3 条～5 条 8 条～10 条	【運搬前確認】 実用炉規則 88 条 (事業所内運搬)			
	原子力損害賠償補償契約 原子力損害賠償責任保険契約	付保手続（電力→文科省/原子力保険プール）				
	放射性輸送物運送計画・安全確認申請※3 放射性物質等運送届※3	船長（運航会社）→国交省海事局 船長（運航会社）→管区海上保安本部 危険物積付検査申請 船長（運航会社）→国交省海事局			確認	

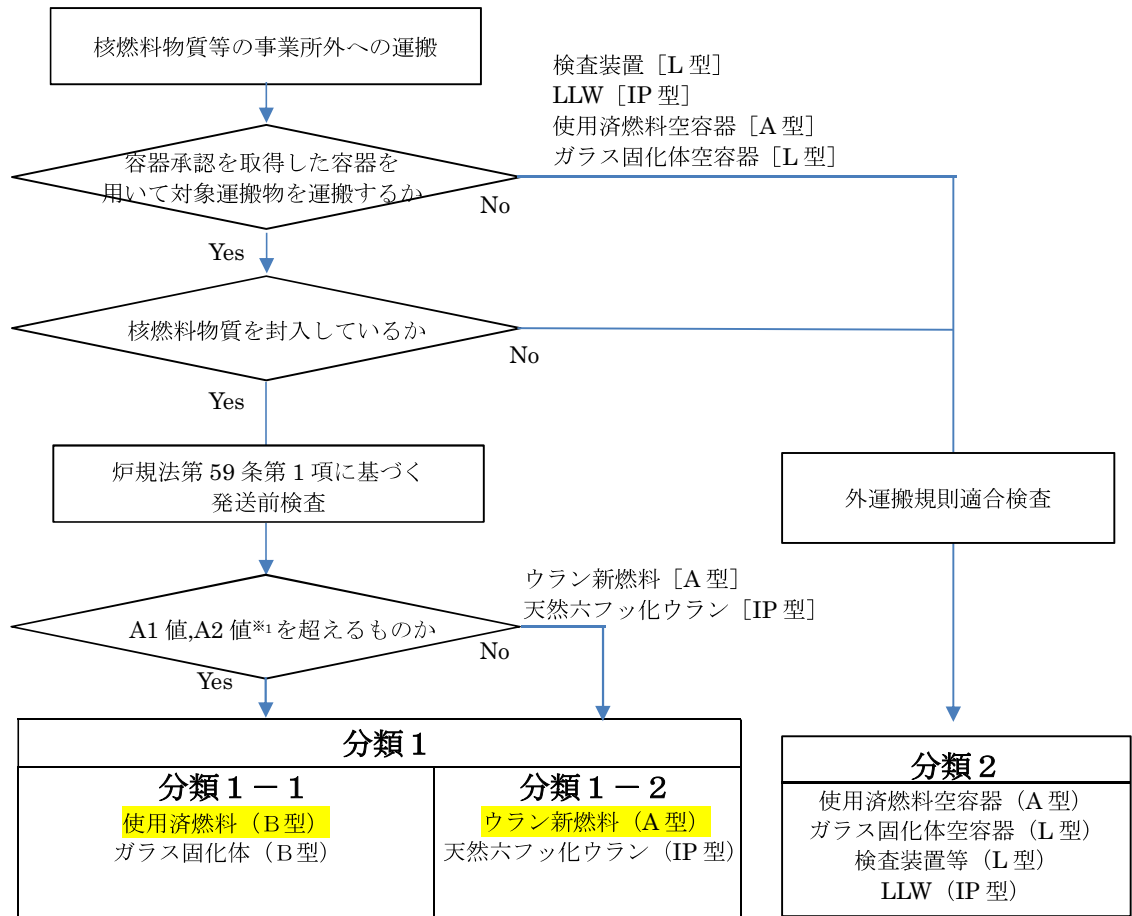
核燃料物質等の事業所内運搬に関する主要プロセス・工程の例（核燃料物質を封入しているものを除く）

主要プロセス				備 考
(1)空容器受取	(2)輸送物仕立	(3)構内輸送		
・ 建屋搬入	・ 蓋開 ・ 蓋閉め	- 転倒、転落防止 - 標識 - 危険物混載有無 - 線量当量率 - 表面汚染密度 等	【運搬前確認】 実用炉規則 88 条 (事業所内運搬)	

 ：自主検査等

 ：官庁検査

核燃料物質等の運搬における自主検査等の信頼性確保の考え方
○外運搬に係る自主検査等の信頼性確保の分類



分類 1：発送前検査

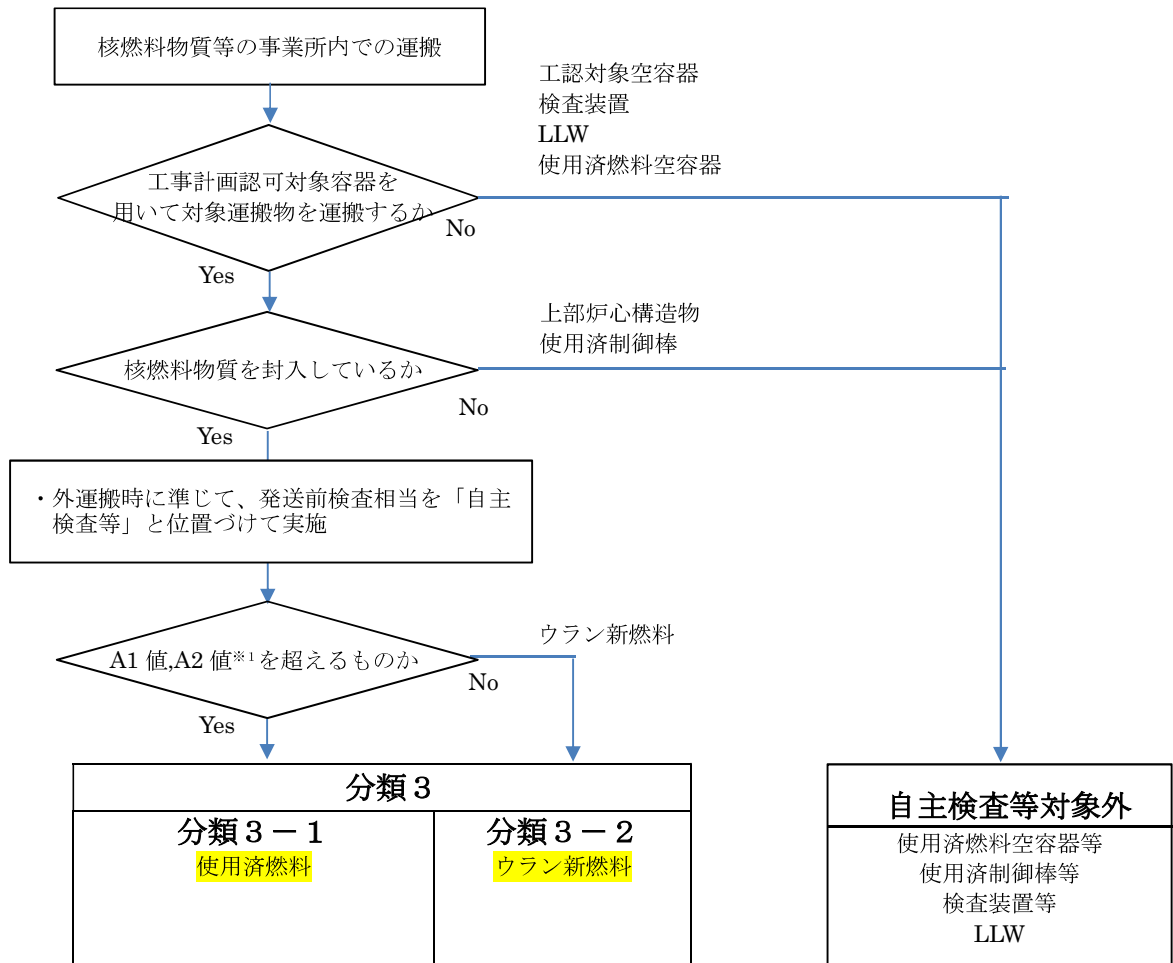
- ・独立性：放射線障害等の公衆へのリスクが高いことから、厳格な独立性を確保し、信頼性を担保するため、組織的独立を確保。**分類 1-1**
放射線障害等の公衆へのリスクが比較的低いことから、直接の工事担当者（電力社員以外含む）からの独立を確保。**分類 1-2**
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務（データ採取）の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちによるオブザベーションとして実施
- ・上記以外：個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を作成。

分類 2：外運搬規則適合検査

- ・独立性：放射線障害等の公衆へのリスクが低いことから、直接の工事担当者（電力社員以外含む）からの独立を確保。
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務（データ採取）の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちによるオブザベーションとして実施
- ・上記以外：個別案件毎に検査要領書や検査体制表等は作成せず、恒常的な体制により 2 次文書等に定める方法で実施。

※1 A1, A2 値は、輸送容器が事故で破損し、その一部が漏えいして、その内容物の一部を人が摂取しても影響を与えないよう、IAEA 規則にて定められた収納限度

○内運搬に係る自主検査等の信頼性確保の分類



分類 3：発送前検査相当

- ・独立性：公衆への放射線障害リスクが高いことから、厳格な独立性を確保し、信頼性を担保するため、組織的独立を確保。**分類 3-1**
公衆への放射線障害リスクが比較的低いことから、直接の工事担当者（電力社員以外含む）からの独立を確保。**分類 3-2**
- ・記録の信頼性：立会わない範囲の記録を用いて合否判定を行う場合、その記録の信頼性について、記録確認とする対象業務（データ採取）の実施状況を、独立のグレードに応じた体制により、抜き打ちによるオブザベーションとして実施。
- ・上記以外：外運搬規則に準じて、個別案件毎に検査要領書や検査体制表等を作成。

※1 A1,A2 値は、輸送容器が事故で破損し、その一部が漏えいして、その内容物の一部を人が摂取しても影響を与えないよう、IAEA 規則にて定められた収納限度

島根原子力発電所

放射性固体廃棄物の
事業所外廃棄について

令和2年8月18日

中国電力株式会社

1. 保安規定

(1) 規則類の改正

規則類の改正に伴い、放射性固体廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動、およびその活動に関する組織、職務を保安規定に定める。

【実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則】
(保安規定) 第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 十四 放射性廃棄物の廃棄 <u>(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u> に関すること。
【保安規定の審査基準】
(実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄) 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び <u>放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)</u> に関する行為の実施体制が定められていること。

(2) 保安活動

放射性固体廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動は、第6章 放射性廃棄物管理の第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定める。なお、具体的な管理については、基本的に現状においても二次文書等に定めて実施している。

(放射性固体廃棄物の管理) 第86条
8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、 次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。

(3) 保安に関する組織・職務

放射性固体廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動に関する組織、職務を第3章 体制および評価の第4条（保安に関する組織）、第5条（保安に関する職務）に定める。

（保安に関する職務）
第5条
23. 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。

2. 事業所外廃棄に係る検査について（参考「LLW 事業所外廃棄におけるプロセス図」）

新検査制度導入後は、業務プロセスを従来どおり QMS により適切に管理するとともに、外廃棄則第2条第1項第2号に基づく「廃棄前の措置の実施状況の確認」の業務の中で、廃棄（埋設処分）しようとするもの（廃棄体）に係る申請データの廃棄事業者への引渡しをホールドポイントと位置づけ、ホールドポイント前に申請データの確認を「自主検査等」※1として「LLW 事業所外廃棄適合検査」を実施する。

実施にあたっては、品管規則第48条第6項に基づき、重要度に応じて信頼性を確保する。

※1：要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。（品管規則の解釈第19条第3項）

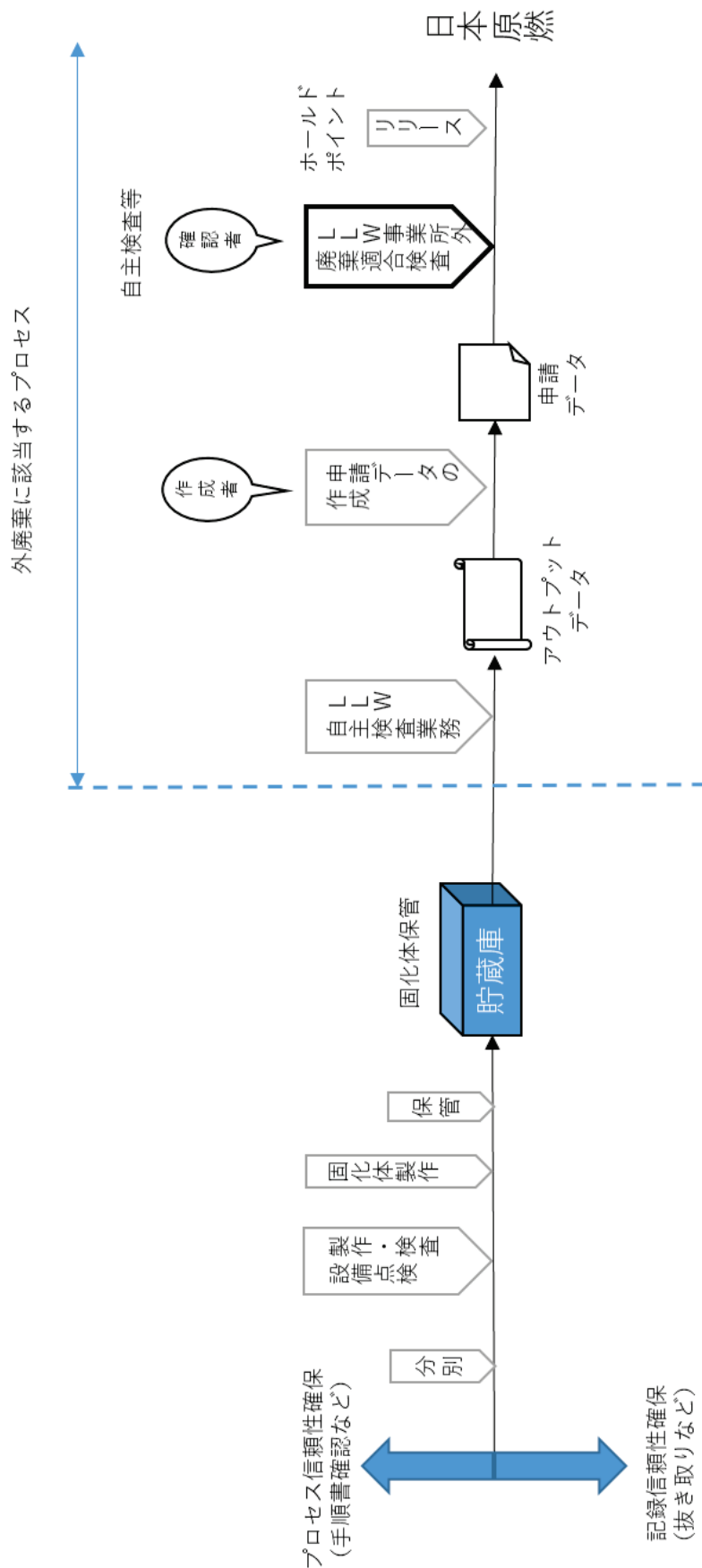
3. 廃止措置プラントについて

上記は、運転段階の発電用原子炉施設に係る第1編について記載したものであるが、廃止措置段階の原子炉施設に係る第2編についても同様の考え方に基づき変更する。

以 上

LLW事業所外廃棄におけるプロセス図（イメージ）

参考



原子炉等規制法
第五十八条

(廃棄に関する確認等)

原子力事業者等が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次条第一項、第五十九条の二第一項及び第六十一条の二第一項において「工場等」という。）の外において廃棄する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編） （放射性固体廃棄物の管理） 第86条	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編） （放射性固体廃棄物の管理） 第151条
(中略) 5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 (中略) 8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。	(中略) 5. 課長（放射線管理）または課長（燃料技術）は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。 (5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 (6) 車両を徐行させること。 (7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 6. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 (中略) 8. 課長（放射線管理）は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
9. 課長（放射線管理）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 10. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 11. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第92条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	9. 課長（放射線管理）は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 10. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 11. 課長（放射線管理）は、第9項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第159条（管理区域内における区域区分）第1項（1）に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

島根原子力発電所

輸入廃棄物の事業所外廃棄について

令和2年8月18日

中国電力株式会社

1. 保安規定

(1) 規則類の改正

規則類の改正に伴い、輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動、およびその活動に関する職務を保安規定に定める。

【実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則】
(保安規定) 第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。 十四 放射性廃棄物の廃棄 <u>(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u> に関すること。
【保安規定の審査基準】
(実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄) 2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び <u>放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)</u> に関する行為の実施体制が定められていること。

(2) 保安活動

輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動は、第6章 放射性廃棄物管理の第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定める。

(放射性固体廃棄物の管理) 第86条
12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。
13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

(3) 保安に関する職務

輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動に関する職務を、第3章 体制および評価の第5条（保安に関する職務）に定める。なお、輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動は、本社の組織のみが関与し、島根原子力発電所の所員による活動はない。

(保安に関する職務) 第5条
7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。

2. 輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る活動

輸入廃棄物の事業所外への廃棄に係る保安規定の遵守のために必要となる活動については、二次文書「電源事業本部保安業務要領」等に定める。

3. 廃止措置プラントについて

上記は、運転段階の発電用原子炉施設に係る第1編について記載したものであるが、廃止措置段階の原子炉施設に係る第2編についても同様の考え方にに基づき変更する。

以 上

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編） （保安に関する職務） 第5条	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編） （保安に関する職務） 第127条
(中略) 7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 (放射線性固体廃棄物の管理) 第86条	(中略) 7. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。 (放射線性固体廃棄物の管理) 第151条
(中略) 12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。 13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。	(中略) 12. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確実にする。 13. 電源事業本部部長（原子力安全技術）は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するため、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者が検査実施責任者および検査員として実施する検査を統括する。

島根原子力発電所
放射線管理について

令和2年8月18日
中国電力株式会社

1. はじめに

「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」の内容を踏まえ、保安規定の記載に関する補足資料とする。

2. 保安規定記載について

(1) ALARA の考え方（実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号，14 号）

現状，許認可図書における ALARA に関する記載は以下のとおりである。

設置許可図書	ALARA に関する記載
設置変更許可申請書	添付書類八 運転保守 放射性廃棄物管理 放射線管理
保安規定	第 2 条（基本方針）

ALARA は，個別の保安活動に紐付くものではなく，各保安活動が総合的にあいまって実現されるものであることから，現状は，保安規定第 2 条に基本方針として記載し，第 6 章 放射性廃棄物管理と第 7 章 放射線管理には法令に要求される事項を条文に具体的に記載しているが，設置許可記載との関連性を考慮し，保安規定の「放射性廃棄物管理」および「放射線管理」の章に ALARA に関する記載を第 6 章 放射性廃棄物管理と第 7 章 放射線管理に追記して，二次文書等に記載する。

なお，ALARA は「放射性廃棄物管理」および「放射線管理」の各条文の保安活動が総合的にあいまって実現されるものと考えているため，両章の冒頭に基本方針を追加するとともに「放射線管理」の章に ALARA に係る保安活動を明記する（下記記載案の朱記部）。

第 6 章 放射性廃棄物管理

（放射性廃棄物管理に係る基本方針）

第 8 5 条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は，放射性物質の放出による公衆の被ばくを，定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

第 7 章 放射線管理

（放射線管理に係る基本方針）

第 9 0 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は，放射線による従業員等の被ばくを，定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。

(放射線業務従事者の線量管理等)

第98条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。

(2) 排気監視設備および排水監視設備（実用炉規則第92条第1項第10号）

放出管理に係る設備の管理について、保安規定の「放射性廃棄物管理」の章に明記する（下記記載案の朱記部）。

なお、具体的な管理については、現状においても二次文書等に定めて実施している。

使用方法については、保安規定の「放射性廃棄物管理」の章に測定項目、計測器種類、測定頻度等を記載することで使用方法を明示している。

第6章 放射性廃棄物管理

(放出管理用計測器の管理)

第89条 課長（放射線管理）、課長（計装）および課長（3号電気）は、表89に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。
また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

(3) 放射線測定器の管理、放射線の測定の方法（実用炉規則第92条第1項第12号）

放射線測定器（放出管理用計測器、放射線計測器類）の管理について、保安規定の「放射性廃棄物管理」および「放射線管理」の章に明記する（放射性廃棄物管理の章は、「(2) 排気監視設備および排水監視設備」を参照。また、放射線管理の章は、下記記載案の朱記部を参照）。

なお、具体的な管理については、現状においても二次文書等に定めて実施している。

使用方法については、保安規定の「放射線管理」の章に場所、測定項目、測定頻度等を記載することで測定の方法を明示している。

第7章 放射線管理

(放射線計測器類の管理)

第101条 課長（放射線管理）、課長（計装）および課長（3号電気）は、表101に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。
また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。

(4) 放射性廃棄物の廃棄（実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号）

周辺環境への放射性物質の影響を確認するための環境放射線モニタリングについて、保安規定の「放射線管理」の章に明記する（下記記載案の朱記部）。

なお、具体的な管理については、現状においても二次文書等に定めて実施している。

第 7 章 放射線管理

（平常時の環境放射線モニタリング）

第 100 条 課長（放射線管理）は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。

3. 廃止措置プラントについて

上記は、運転段階の発電用原子炉施設に係る第 1 編について記載したものであるが、廃止措置段階の原子炉施設に係る第 2 編についても同様の考え方にに基づき変更する。

以 上

凡例	赤色文字：現在内容からの変更点
変更後の第 1 編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第 2 編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(放射線管理に係る基本方針) 第 9 0 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。 (放射線業務従事者の線量管理等) 第 9 8 条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じること 第 2 課長 (放射線管理) は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表 9 8 に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (平常時の環境放射線モニタリング) 第 1 0 0 条 課長 (放射線管理) は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。 (放射線計測器類の管理) 第 1 0 1 条 課長 (放射線管理)、課長 (計装) および課長 (3 号電気) は、表 1 0 1 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (管理区域外等への搬出および運搬) 第 1 0 2 条 課長 (放射線管理) は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。	(放射線管理に係る基本方針) 第 1 5 7 条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。 (放射線業務従事者の線量管理等) 第 1 6 5 条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じること 第 2 課長 (放射線管理) は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表 1 6 5 に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。 (平常時の環境放射線モニタリング) 第 1 6 7 条 課長 (放射線管理) は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。 (放射線計測器類の管理) 第 1 6 8 条 課長 (放射線管理) および課長 (計装) は、表 1 6 8 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。 (管理区域外等への搬出および運搬) 第 1 6 9 条 課長 (放射線管理) は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、第84条の2（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第86条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。 3. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 （発電所外への運搬） 第103条 各課長は、核燃料物質等（第78条（新燃料の運搬）、第84条の2（使用済燃料の運搬）および第86条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A型輸送物もしくはB型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 4. 課長（放射線管理）は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。	2. 各課長は、管理区域外に核燃料物質等（第147条（新燃料の運搬）、第149条の2（使用済燃料の運搬）および第151条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。以下、本条において同様。）を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第151条（放射性固体廃棄物の管理）第5項を準用する。 3. 課長（放射線管理）は、前項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。 （発電所外への運搬） 第170条 各課長は、核燃料物質等（第147条（新燃料の運搬）、第149条の2（使用済燃料の運搬）および第151条（放射性固体廃棄物の管理）に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2. 各課長は、運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3. 各課長は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 (3) L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。 (4) A型輸送物もしくはB型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。 4. 課長（放射線管理）は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。

島根原子力発電所

施設管理について

令和2年8月18日

中国電力株式会社

第8章 施設管理 主な保安規定変更概要

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」，「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」および「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の制定・改正での要求事項に基づく規定に変更する。

＜主な追加要求事項＞

- ・保全のために行う設計，工事，巡視，点検，検査等の「施設管理」として以下の項目を反映
 - ・設計および工事に係る重要度
 - ・使用前点検
 - ・構成管理
 - ・巡視点検
 - ・使用前事業者検査，定期事業者検査

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
第8章 施設管理 (施設管理計画) 第106条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために、「施設管理要領」に従い実施する。また、組織は、施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し、施設管理の業務を実施する。 1. 用語の定義 設備主管課長：課長（品質保証），総務課長，課長（発電），課長（核物質防護）および課長（建設管理）を除く各課長。 保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認，維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に，電力の供給信頼性を維持すると観測点から設備の重要さ度合いに応じて，効率性，経済性を考慮しながら行われるもので，設計，点検，巡視，工事を含む。 工事：補修，取替えおよび改造の総称であり，建設，使用前点検を含む。 作業管理：保全のうち設計を除く点検，巡視，工事等のための作業の管理。 2. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，施設管理の継続的な改善を図るため，施設管理の現状等を踏まえ，施設管理の実施方針を定める。また，12.の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに，第106条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には，長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。	第8章 施設管理 (施設管理計画) 第173条 原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」を含む要求事項への適合を維持し，原子炉施設の安全を確保するため，以下の施設管理計画を定める。施設管理に関する業務を確実に実施するために，「施設管理要領」に従い実施する。また，組織は，施設管理の業務に必要な文書を「文書・記録管理基本要領」に従い品質マネジメントシステムの文書として作成・管理し，施設管理の業務を実施する。 1. 用語の定義 保全：プラントの運転に関わる設備の機能を確認，維持または向上させる活動。原子炉施設の安全確保を前提に，電力の供給信頼性を維持すると観測点から設備の重要さ度合いに応じて，効率性，経済性を考慮しながら行われるもので，設計，点検，巡視，工事を含む。 工事：補修，取替えおよび改造の総称であり，建設，使用前点検を含む。 作業管理：保全のうち設計を除く点検，巡視，工事等のための作業の管理。 2. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，施設管理の継続的な改善を図るため，施設管理の現状等を踏まえ，施設管理の実施方針を定める。また，12.の施設管理の有効性評価の結果，および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(3) 所長は、「監視測定および分析基本要領」で定めた手順により、社達で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の施設管理目標を達成するため、4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 4. 保全対象範囲の策定 課長（保修技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき原子炉施設の周知から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 原子炉設置（変更）許可申請書および設計及び工事計画認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (5) その他、自ら定める設備	(2) 所長は、「監視測定および分析基本要領」で定めた手順により、社達で周知された施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。 3. 保全プログラムの策定 組織は、2.の施設管理目標を達成するため、4.より11.からなる保全プログラムを策定する。また、12.の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態（7.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 4. 保全対象範囲の策定 組織は、原子炉施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1) 廃止措置計画に定める性能維持施設 (2) その他、自ら定める設備

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
5. 施設管理の重要度の設定 課長（保守技術）は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 また、設備主管課長は、「施設管理要領」に基づき、設計および工事の重要度を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得る。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経歴等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1) または (2) に基づき設定する。 (4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を組み合わせて設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。 6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 組織は、「保全活動管理指標設定および監視手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 課長（保守技術）は、保全の有効性を監視、評価するために5. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。	5. 施設管理の重要度の設定 組織は、4. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度（以下「保全重要度」という。）と設計および工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経歴等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1) または (2) に基づき設定する。 (4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度を参考に、廃止措置期間中における安全機能要求の有無を考慮して設定する。 (5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。 6. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視 (1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために5. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中で系統レベルの保全活動管理指標を設定する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。 (a) 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数 (b) 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c) 工学的安全施設の計画外作動回数 b. システムレベルの保全活動管理指標 システムレベルの保全活動管理指標として、5. (1) の施設管理の重要度の高いシステムのうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高いシステム機能に対して以下のものを設定する。 (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数 (b) 非待機 (UA) 時間※1 (2) 課長（保修技術）は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。また、1. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行い、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 a. プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。 b. システムレベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。 (b) 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節（運転上の制限）第19条から第74条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3) 課長（保修技術）は、プラントまたはシステムの供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定し、保修部長の確認、所長の承認を得て、各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）に周知する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。	a. システムレベルの保全活動管理指標 システムレベルの保全活動管理指標として、5. (1) の施設管理の重要度の高いシステムに対して以下のものを設定する。 (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数 (2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、1. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 a. システムレベルの保全活動管理指標 (a) 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度を考慮して設定する。 (3) 組織は、システムの供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法をおよび算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）	
	変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	
		(4) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報を採取し、その結果を課長（保修技術）に通知する。 (5) 課長（保修技術）は、通知を受けた情報の取り纏めおよび監視を行い、その結果を保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 ※1：非待機（UA）時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。 7. 保全計画の策定 (1) 設備主管課長は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。 a. 点検の計画（7. 1 参照） b. 設計および工事の計画（7. 2 参照） c. 特別な保全計画（7. 3 参照） (2) 設備主管課長は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、9. 保全の結果の確認・評価、10. 不適合管理、是正処置および未然防止処置の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。さらに、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の継続的な見直しを行う。 a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 設備主管課長は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。
		(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報を採取および監視を実施し、その結果を記録する。 7. 保全計画の策定 (1) 組織は、4. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。 a. 点検計画（7. 1 参照） b. 設計および工事の計画（7. 2 参照） c. 特別な保全計画（7. 3 参照） (2) 組織は、保全計画の策定にあたって、5. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、11. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験 b. 使用環境および設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 組織は、保全の実施段階において、維持すべき原子炉施設の安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
7. 1 点検の計画策定 設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 設備主管課長は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度を定める。なお、点検計画の策定および見直しにあたっては、重要度分類指針におけるクラス1、クラス2の機能を有する機器および定期事業者検査対象機器については、所管する部長の確認、運営委員会の審議を受け、所長の承認を受ける。 (2) 設備主管課長は、点検計画、点検計画表の策定および見直しにあたっては、保全内容の妥当性を確認し、原子炉主任技術者へ報告する。 (3) 設備主管課長は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 (a) 時間基準保全 (b) 状態基準保全 b. 事後保全 (4) 設備主管課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 (c) 実施頻度 (d) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。	7. 1 点検の計画策定 (1) 組織は、点検を実施する場合、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画、点検計画表を策定する。 (2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 (a) 時間基準保全 (b) 状態基準保全 b. 事後保全 (3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 (a) 点検の具体的方法 (b) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 (c) 実施頻度 (d) 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
b. 状態基準保全 (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 ①状態監視データの具体的採取方法 ②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ③状態監視データ採取頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①巡視点検の具体的方法 ②構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①定例試験の具体的方法 ②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。	b. 状態基準保全 (a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 ①状態監視データの具体的採取方法 ②機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ③状態監視データ採取頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①巡視点検の具体的方法 ②構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。 ①定例試験の具体的方法 ②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準 ③実施頻度 ④実施時期 ⑤機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 c. 事後保全 事後保全を選定した場合、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(5) 検査実施責任者は、点検を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※²により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期 ※2：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する可否判定行為であり、第106条の4による使用前事業者検査および第106条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。	(4) 組織は、点検を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※¹により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査の実施時期 ※1：事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する可否判定行為であり、第173条の4による使用前事業者検査および第173条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ。）。
7. 2 設計および工事の計画の策定 (1) 設備主管課長は、設計および工事を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定し、所管する部長の確認、所長の承認を得て、課長（保修管理）に通知する。また、設備主管課長は、安全上重要な機器の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づき必要な手続き※³の要否について確認を行い、法令に基づき必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。 (2) 設備主管課長は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。	7. 2 設計および工事の計画の策定 (1) 組織は、設計および工事を実施する場合、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器※²の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づき必要な手続き※³の要否について確認を行い、法令に基づき必要な手続きの要否およびその内容（手続きが不要と判断した場合、その理由を含む。）を記録する。 (2) 組織は、原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(3) 設備主管課長および検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。なお、「調達管理手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書」、「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書」、「配管肉厚管理手引書」、「供用期間中検査計画管理手引書」および「設備診断手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。 a. 事業者検査および試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査および試験等の実施時期 ※3：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）および第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第119条（記録）において同じ。）	(3) 組織は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 事業者検査および試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等の項目、評価方法および管理基準 c. 事業者検査および試験等の実施時期 ※2：安全上重要な機器とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構築物のうち、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備および燃料取扱設備をいう。（以下、第189条（記録）において同じ。） ※3：法令に基づく必要な手続きとは、「原子炉等規制法」の第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の11第3項（使用前事業者検査の確認申請）および第43条の3の34（発電用原子炉の廃止に伴う措置）ならびに「電気事業法」の第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお、手続きが不要と判断した場合にも、その理由を併せて記録する。（以下、第189条（記録）において同じ。）

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
7. 3 特別な保全計画の策定 設備主管課長は、「プラント停止時工程管理手順書」に基づき、下記の業務を行う。 (1) 設備主管課長は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定め、課長（保修管理）は、計画を取り纏め、保修部長の確認、所長の承認を得て、設備主管課長に周知する。 (2) 設備主管課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 - 点検の具体的方法 - 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準 - 点検の実施時期 8. 保全の実施 (1) 各課長（総務課長、課長（核物質防護）を除く。）は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 設備主管課長は、保全の実施にあたって、以下の必要なプロセスおよび第106条の2による設計管理ならびに第106条の3による作業管理を実施する。 - 工事計画：保全計画に基づく工事を実施するために必要な一連の検討および計画行為を行う。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」および「プラント停止時工程管理手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。 - 設計管理：方針書、技術検討書、調達製品に関する要求事項の策定および詳細設計・製作・据付段階での検証を行う。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」および「原子力発電所土木建築関係設計・調達管理手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。	7. 3 特別な保全計画の策定 (1) 組織は、地震、事故等により特別な保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 - 点検の具体的方法 - 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準 - 点検の実施時期 8. 保全の実施 (1) 組織は、7. で定めた保全計画に従って保全を実施する。 (2) 組織は、保全の実施にあたって、第173条の2による設計管理および第173条の3による作業管理を実施する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）	変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）
(3) 組織は、保全の結果について記録する。 9. 保全の結果の確認・評価	c. 調達管理：物品、工事等の調達および調達先の供給能力の確認を行う。これらの業務は、「島根原子力発電所発注先の評価・選定手順書」、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」および「原子力発電所土木建築関係設計・調達管理手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。また、点検計画表の内容を調達先への要求事項に反映する。 d. 工事管理：構築物、系統および機器に対して行われる保全の実施状況を管理する。これらの業務は、「島根原子力発電所工事業務管理手順書」、「工事施工管理手順書」、「工事における安全管理手順書」、「点検手入れ前状態データ採取・評価手順書」、「本設測定機器管理手順書」、「試験・検査用測定機器管理手順書」、「プラント停止時工程管理手順書」、「配管肉厚管理手順書」、「供用期間中検査計画管理手順書」、「作業要領書作成手順書」、「作業票取扱手順書」、「島根原子力発電所土木建築関係設備点検手順書」、「設備診断手順書」、「保守部門巡視点検手順書」、「建設プラント管理手順書」および「3号機作業票取扱手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。 (3) 設備主管課長は、保全の結果について記録する。 (4) 設備主管課長は、「点検計画作成・運用手順書」に基づき、点検実績を点検計画表に反映する。 9. 保全の結果の確認・評価 設備主管課長および検査実施責任者は、「調達管理手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（溶接）実施手順書」、「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」、「島根原子力発電所使用前事業者検査（施設）実施手順書」、「点検計画作成・運用手順書」、「配管肉厚管理手順書」、「供用期間中検査計画管理手順書」、「設備診断手順書」および「点検手入れ前状態データ採取・評価手順書」のうち業務に応じた文書を用いて実施する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(1) 設備主管課長および検査実施責任者は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保安の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。なお、定期事業者検査の検査要領書を作成する場合、「島根原子力発電所定期事業者検査実施手順書」に基づき点検計画表の内容が反映されることを確実にする。 (2) 検査実施責任者は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。 (3) 設備主管課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、保安の要領書に基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。 ※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。	(1) 組織は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統および機器の保安の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。 (2) 組織は、原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。 (3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※4までに確認・評価し、記録する。 ※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保安の完了時をいう。
10. 不適合管理，是正処置および未然防止処置 (1) 設備主管課長は、施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し，不適合が認められた場合，第3条8.3に基づき不適合管理を行う。また，是正処置ならびに未然防止処置について，第3条8.5.2是正処置等ならびに第3条8.5.3未然防止処置に基づき実施する。なお，以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要は是正処置を講じるとともに，以下のa.およびb.に至った場合には，不適合管理を行った上で，是正処置を講じる。 a. 保安を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，保安の要領書に基づき，保安が実施されていることが確認・評価できない場合。	10. 不適合管理，是正処置および未然防止処置 (1) 組織は，施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し，以下のa.およびb.の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し，必要は是正処置を講じるとともに，以下のa.およびb.に至った場合には，不適合管理を行った上で，是正処置を講じる。 a. 保安を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合。 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，定めたプロセスに基づき，保安が実施されていることが確認・評価できない場合。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）	
	変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	
		(2) 組織は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 組織は、(1)および(2)の活動を第125条に基づき実施する。 11. 保全の有効性評価 組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報、科学的知見 (2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構造物、系統および機器の保全方式を変更する場合、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構造物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価
		(2) 設備主管課長は、他の原子炉施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 設備主管課長は、(1)および(2)の活動を第3条に基づき実施する。 11. 保全の有効性評価 設備主管課長は、「保全の有効性評価手順書」に基づき、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認して、課長（保修技術）に通知する。課長（保修技術）は、保修部長の確認、運営委員会の審議を受け、所長の承認を得た結果を設備主管課長へ周知する。また、設備主管課長は、保全の有効性の評価に基づき継続的な改善につなげる。なお、原子炉主任技術者は、「主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領」に基づき業務の実施状況を確認する。 (1) 設備主管課長は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c. トラブルなど運転経験 d. 高経年化技術評価および定期安全レビュー結果 e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見 (2) 設備主管課長は、所長が承認した保全の有効性評価の結果を踏まえ、構造物、系統および機器の保全方式を変更する場合、7.1に基づき保全方式を選定する。また、構造物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。 a. 点検および取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(3) 課長（保修技術）は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 12. 施設管理の有効性評価 (1) 各課長は、11.の保全の有効性評価の結果および2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認して、課長（保修管理）に通知する。課長（保修管理）は、保修部長の確認、運営委員会の審議を受け、所長の承認を得た結果を各課長へ周知する。また、各課長は、施設管理の有効性評価の結果に基づき、継続的な改善につなげる。 (2) 課長（保修管理）は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。 13. 構成管理 組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第106条の2の設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。） 14. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。	(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 12. 施設管理の有効性評価 (1) 組織は、11.の保全の有効性評価の結果および2.の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。 13. 構成管理 組織は、施設管理を通じて以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第125条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第173条の2の設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（第125条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統および機器がどのようなものを示す図書、情報」をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統および機器をいう。） 14. 情報共有 組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。

変更後の第 1 編 (運転段階の発電用原子炉施設編)	変更後の第 2 編 (廃止措置段階の原子炉施設編)
(設計管理) 第 1 0 6 条の 2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更で該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第 1 項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第 3 条 7. 3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項 (2) 技術基準規則の規定および原子炉設置 (変更) 許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第 1 0 6 条の 4 に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第 1 7 3 条の 2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更で該当するかどうかを判断する。 2. 組織は、第 1 項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第 1 2 5 条 7. 3 に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項 (2) 技術基準規則の規定および原子炉設置 (変更) 許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3. 本条における設計管理には、次条に定める作業管理および第 1 7 3 条の 4 に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第 1 編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第 2 編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(作業管理) 第 1 0 6 条の 3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するたため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第 6 章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第 7 章に基づく放射線管理 3. 組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第 1 3 条による巡視点検を定期的に行う。	(作業管理) 第 1 7 3 条の 3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2. 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するたため次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止 (2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止 (3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 供用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第 6 章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第 7 章に基づく放射線管理 3. 組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項および第 1 3 4 条による巡視を定期的に行う。

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(使用前事業者検査の実施) 第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。 ※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。 b. 機能および性能を確認するために十分な方法。 c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。	(使用前事業者検査の実施) 第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。 ※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。 b. 機能および性能を確認するために十分な方法。 c. その他設置または変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。	(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。	(定期事業者検査の実施) 第173条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施した組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。	6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録を管理する。 (3) 検査に係る要員の教育訓練の管理を行う。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針） 第106条の6 所長は、重要度分類指針におけるクラス1，2，3の機能を有する機器および構造物^{※1}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、また、営業運転を開始した日以後30年を経過した日以降10年を超えない期間毎に、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。 （1）経年劣化に関する技術的な評価 （2）前号に基づく長期施設管理方針の策定 2. 所長は、原子炉を運転することができている期間を延長しようとする場合、各号炉毎、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、延長しようとする期間^{※2}について、以下の事項を実施する。 （1）経年劣化に関する技術的な評価 （2）前号に基づく長期施設管理方針の策定 3. 所長は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、その他の第1項（1）または第2項（1）の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、第1項（1）または第2項（1）の評価の見直しを行い、その結果に基づき長期施設管理方針を変更する。 ※1：動作する機能を有する機器および構造物に関する、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※2：10年を超えて延長しようとする場合は、延長する期間。それ以外は10年とする。	[規定なし]

島根原子力発電所

検査の独立性の確保について

令和2年8月18日

中国電力株式会社

1. 検査の独立性に関する要求事項

<品管規則>

第四十八条 （機器等の検査等）

- 5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。

<解釈>

第48条 （機器等の検査等）

- 3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。
- 4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。

<保安措置運用ガイド>（抜粋）

また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。

特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。



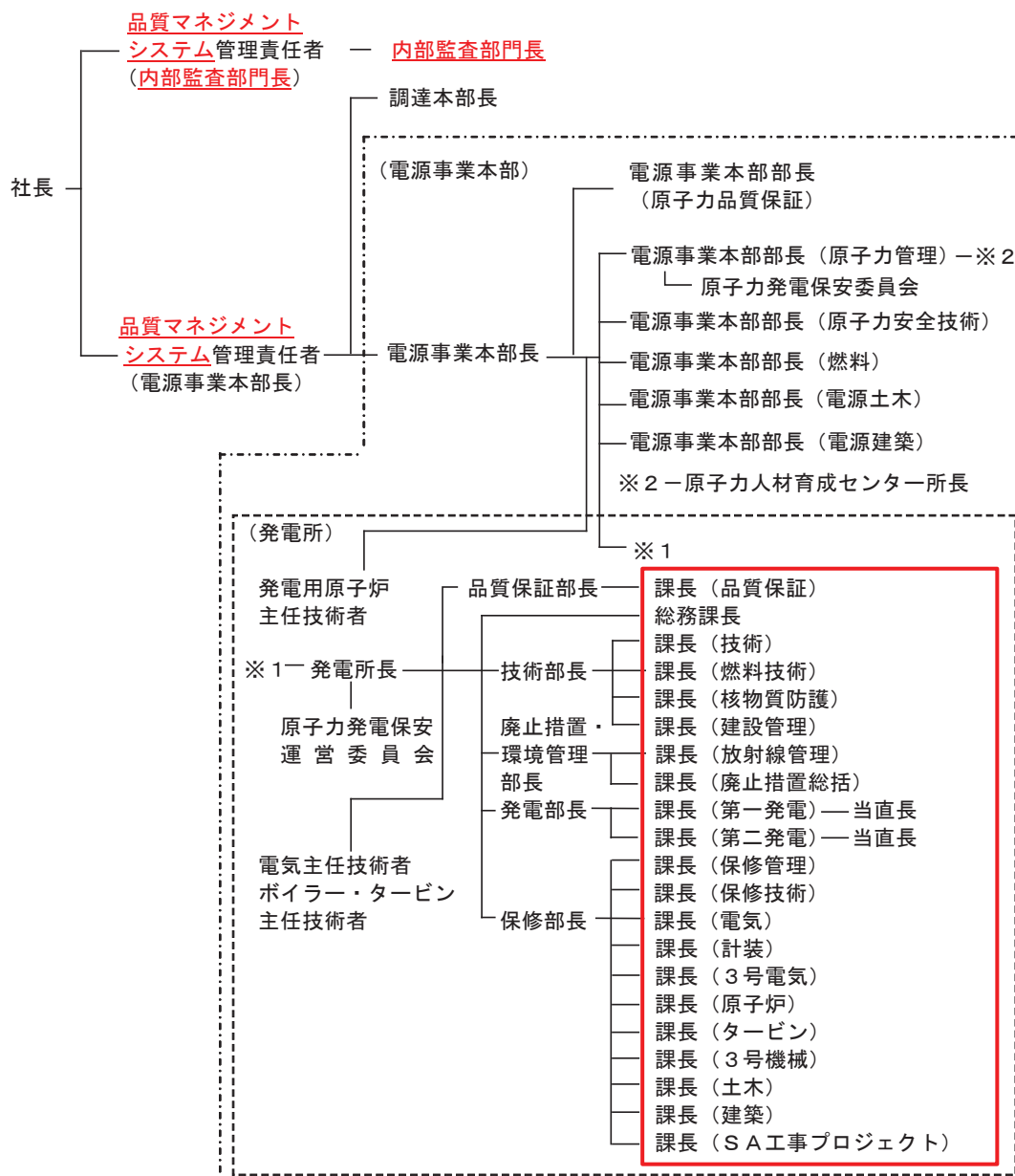
■使用前事業者検査等の検査に係る責任者および要員^{※1}は検査対象となる設備を所管する組織または検査対象の施設管理に係る保安活動を行う組織（以下「設備主管箇所」という。）以外から確保する（部門を異にする）必要がある。

※1：検査に係る責任者および要員：検査の合否判定を担う者

2. 「部門を異にする」単位について

部門を異にする単位としては、保安規定第4条に規定している保安に関する各職務が割り当てられている下記□内を部門の単位とし、独立性を確保する。

また、独立性を確保した体制のもと、発電所各課が所管業務以外の検査に従事できるように、保安規定第5条（保安に関する職務）に新たな規定を設けている。



第5条（保安に関する職務）

各職位は、第3条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。

3. 独立性確保の考え方

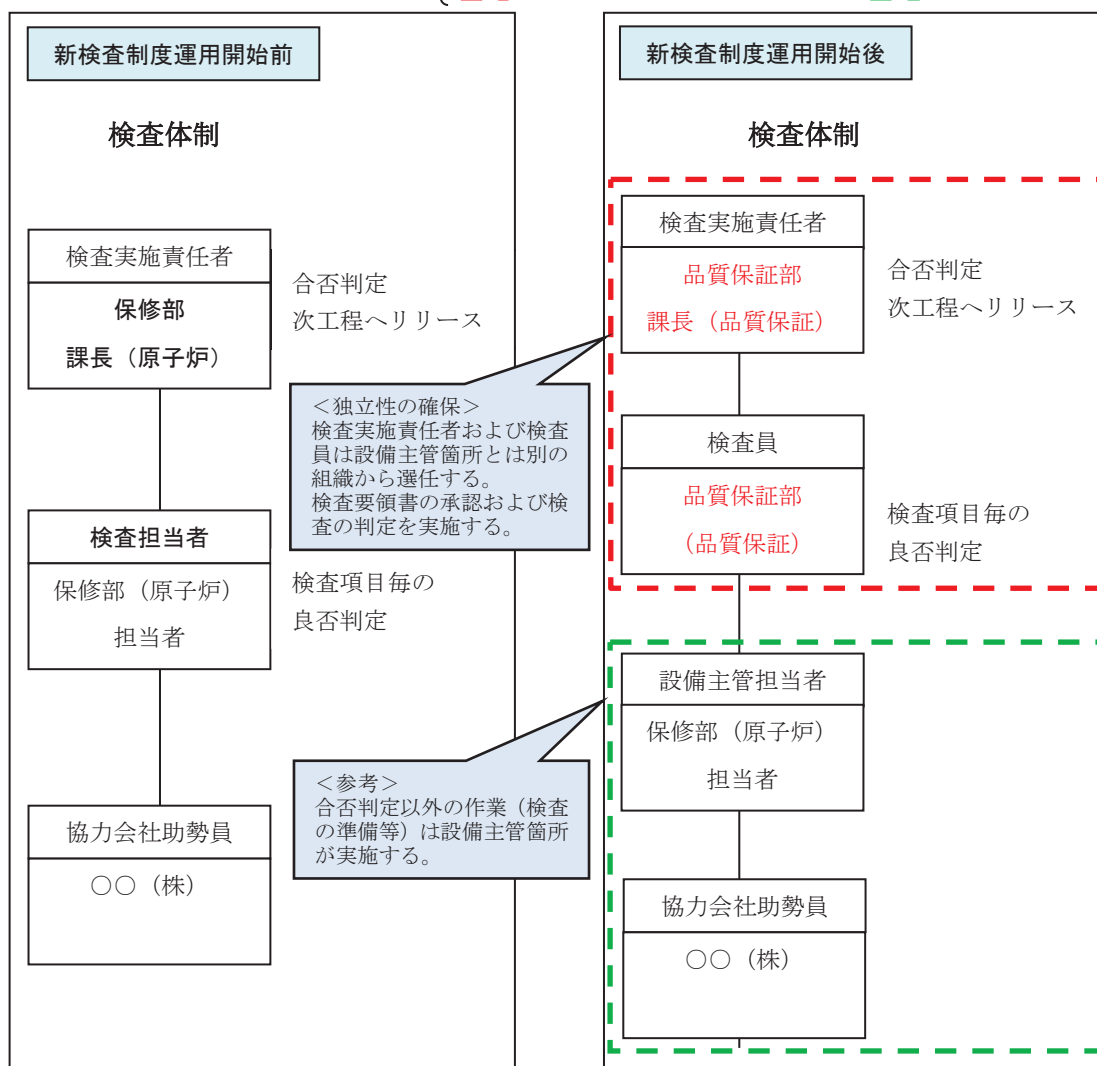
2 項記載の検査の独立性を確保する部門を考慮し、検査体制を構築する。

○検査の独立性確保のイメージ

< 保修部（原子炉）が実施していた定期事業者検査をイメージ >

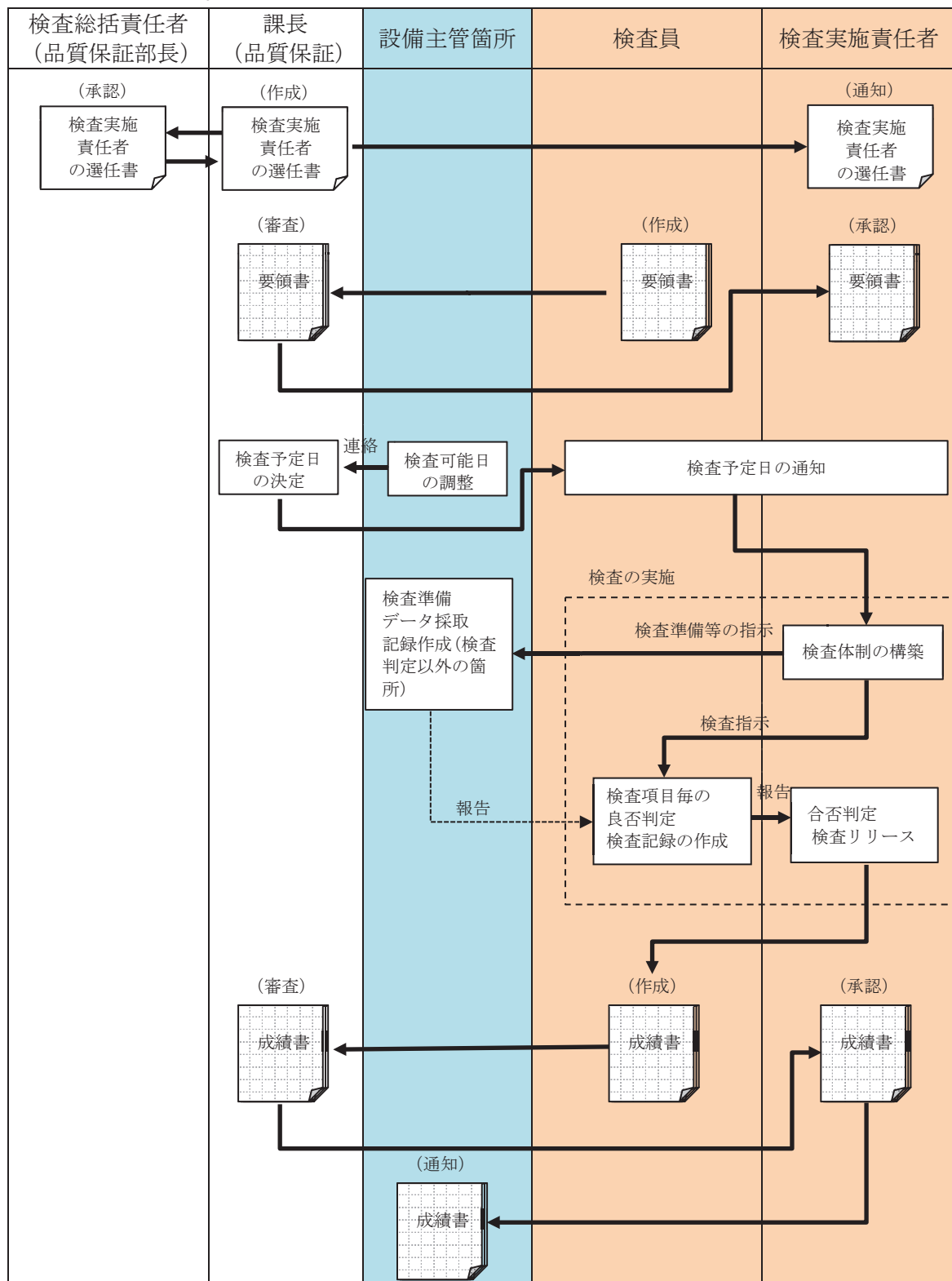
“検査実施責任者” が記録確認，“検査員” が立会の場合

[〇] : 設備主管箇所とは別の組織 [〻] : 設備主管箇所



4. 社内の運用例

検査実施責任者の指名以降の具体的業務のながれについて、定期事業者検査を例に以下に示す。



5. 廃止措置プラントについて

上記は、運転段階の発電用原子炉施設に係る第1編について記載したものであるが、廃止措置段階の原子炉施設に係る第2編についても同様の考え方に基づき変更する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づき使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要ない力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。	(品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 8. 2. 4 機器等の検査等 (1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。 (2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。 (3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができ、記録を作成し、これを管理する。 (4) 組織は、個別業務計画に基づき使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。 (5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第127条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要ない力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。 （中略）	(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第127条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。 （中略）

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
（保安に関する職務） 第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第3条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うこととならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。 （中略） 42. 各職位は、第3条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。 （中略）	（保安に関する職務） 第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実に行うこととならびに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。 （中略） 37. 各職位は、第125条8. 2. 4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。 （中略）

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(使用済燃料の運搬) 第84条の2 課長（燃料技術）は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、燃料プールにおいて、燃料取替機を使用する。 (中略) 7. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 (中略)	(使用済燃料の運搬) 第149条の2 課長（燃料技術）は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料取替装置を使用する。 (中略) 7. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料の運搬に関する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 8. 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。使用済燃料を他の号炉に運搬をする場合にも同様の検査を実施する。 (1) 外観検査 (2) 気密漏えい検査 (3) 圧力測定検査 (4) 線量当量率検査 (5) 未臨界検査 (6) 温度測定検査 (7) 吊上検査 (8) 重量検査 (9) 収納物検査 (10) 表面密度検査 (中略)

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(使用前事業者検査の実施) 第106条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。 ※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。 b. 機能および性能を確認するために十分な方法。 c. その他設置または変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。	(使用前事業者検査の実施) 第173条の4 所長は、設計及び工事の計画の認可または設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 技術基準規則に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。 ※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法。 b. 機能および性能を確認するために十分な方法。 c. その他設置または変更の工事とその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う	(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(定期事業者検査の実施) 第106条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。	(定期事業者検査の実施) 第173条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。 2. 検査総括責任者は、第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備を所管または点検を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。 ※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生の状況を確認するために十分な方法 b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するために十分な方法 c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。 4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。 (1) 第126条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部署とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施した組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。	5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。 6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録を管理する。 (3) 検査に係る要員の教育訓練の管理を行う。

島根原子力発電所

その他の条文変更について

令和2年8月18日

中国電力株式会社

1. その他の法令改正等に伴う条文変更について

(1) 変更一覧

法令改正等に伴うその他の変更内容について、本資料にてその内容の整理を行う。変更一覧を以下に示す。

○その他の変更一覧

番号	その他の変更	条文	備考
①	検査の独立性 (その他)	第4章 運転管理 第19条, 第22条, 第27条, 第27条の 2, 第30条, 第32 条	・第4章に規定されるサーベイランス（LC0を満足していることの確認行為）について、「検査」実施と同一に読み取れる記載の適正化 ・定事検の独立性は、第8章施設管理にて確保
②	予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合のPRA等の検証	第73条	・予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合には、AOT内外での作業に関わらず、措置の有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で実施する旨追記。
③	記録	第119条, 第189条	・実用炉規則第67条の要求事項に合わせて修正
④	用語の変更	全般	・事業者検査化, その他法令用語の変更

(2) 変更の内容

上述の変更一覧の各項目について、本項にて詳細に内容を整理する。

①検査の独立性（その他）

○第4章 運転管理の「検査」用語の記載の適正化

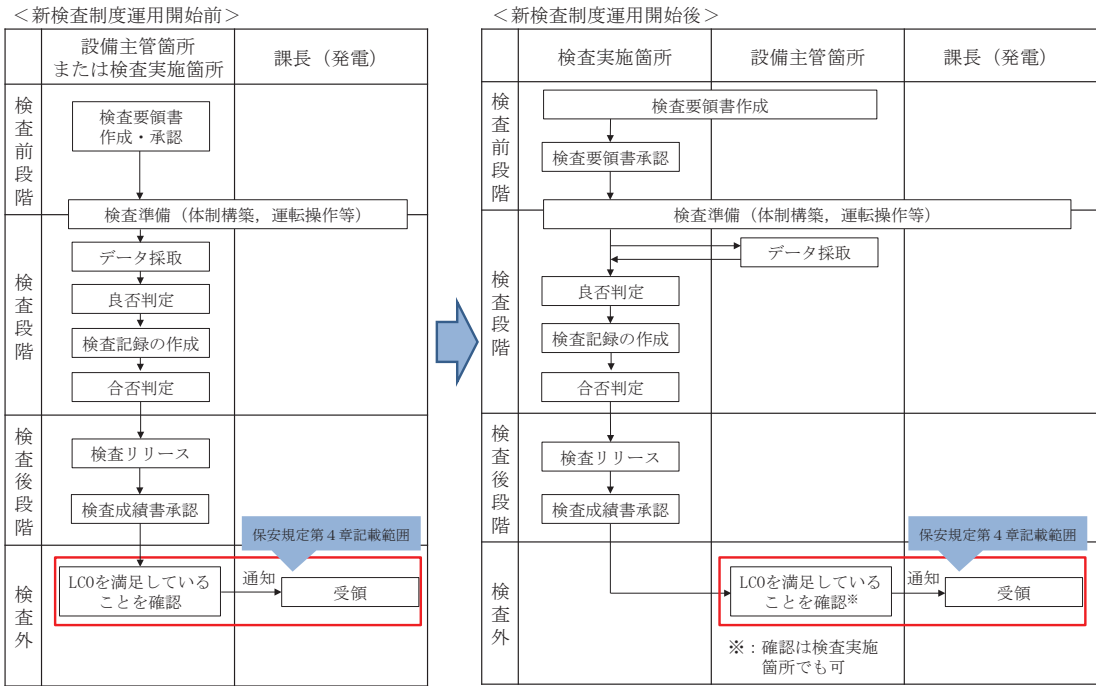
保安規定第11条（構成および定義）に規定するとおり、第4章 運転管理の第2項については、運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項（サーベイランス）を規定している。

第11条（構成および定義）
2. 第3節（第71条～第74条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。 （2）第2項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項

サーベイランスでは、従来の定期検査時に確認する事項として、一部「検査を実施する」旨の記載があり、サーベイランスと定期事業者検査（以下「定事検」という。）を兼ねた記載となっている箇所がある。

定事検については、第 106 条の 5（定期事業者検査の実施）に規定し、第 4 章においては、第 11 条に記載のとおり、サーベイランス行為のみが明確化されるよう、記載の適正化を行う。

○定事検のプロセスフロー



具体的には、以下の一部の条文について、「検査を実施する」旨の記載を「検査結果を確認する」旨、記載の適正化を行うこととする。

○変更の内容（島根保安規定）

条文 番号	名称	変更前	変更後
19 条	停止余裕	2. 停止余裕が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>検査</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 課長（燃料技術）は、燃料取替終了後、<u>停止余裕の検査を</u> 0.38%Δk/k^{※1}の反応度補正をした状態で<u>実施</u>し、その結果を課長（発電）に通知する。	2. 停止余裕が、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。燃料取替終了後、次号に定める停止余裕の<u>確認</u>を行うまでは制御棒の引き抜きを行ってはならない。 (1) 課長（燃料技術）は、燃料取替終了後、0.38%Δk/k^{※1}の反応度補正をした状態で<u>停止余裕を確認</u>し、その結果を課長（発電）に通知する。

条文 番号	名称	変更前	変更後
22 条	制御棒の スクラム 機能	課長（原子炉）および課長（3号機械）は、 <u>定検</u> 停止時に <u>制御棒駆動水圧系の検査で</u> 、スクラム時間が表22—2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。	課長（原子炉）および課長（3号機械）は、 <u>定事検</u> 停止時にスクラム時間が表22—2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。
27 条	計測および制御設備〔2号炉〕	課長（計装）は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能 <u>検査</u> を <u>実施</u> する。	課長（計装）は、チャンネル校正（検出器を除く）および論理回路機能を <u>確認</u> する。
27 条 の 2	計測および制御設備〔3号炉〕	課長（3号電気）は、チャンネル校正※ ³ （検出器を除く）および論理回路機能 <u>検査</u> ※ ⁴ を <u>実施</u> する。 ※4：論理回路機能 <u>検査</u> とは、センサからの出力にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。	課長（3号電気）は、チャンネル校正※ ³ （検出器を除く）および論理回路機能※ ⁴ を <u>確認</u> する。 ※4：論理回路機能の <u>確認</u> とは、センサからの出力にて、論理回路の出力段に信号が発生することにより、その機能の健全性を確認することをいう。なお、確認は部分的な確認を積み重ねることにより、適用範囲を確認したとみなすことができる。
30 条	主蒸気逃がし安全弁	課長（原子炉）および課長（3号機械）は、 <u>定検</u> 停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30—2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。※ ¹ ※1：主蒸気逃がし安全弁の取替えを実施する場合は、 <u>定期検査</u> 前に本 <u>検査</u> を行うことができる。	課長（原子炉）および課長（3号機械）は、 <u>定事検</u> 停止時に、主蒸気逃がし安全弁の安全弁機能の設定値が表30—2に定める値であることを確認し、その結果を課長（発電）に通知する。※ ¹ ※1：主蒸気逃がし安全弁の取替えを実施する場合は、 <u>定事検停止時</u> 前に本 <u>確認</u> を行うことができる。
32 条	非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視	課長（原子炉）および課長（3号機械）は、 <u>定検</u> 停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査を <u>実施</u> し、 <u>その結果を</u> 課長（発電）に通知する。	課長（原子炉）および課長（3号機械）は、 <u>定事検</u> 停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の <u>結果を確認</u> し、課長（発電）に通知する。

②予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合のPRA等の検証

a. 保安規定の審査基準改正内容

保安規定の審査基準の改正において、予防保全を目的とした保全作業（以下「青旗作業」という。）を行う場合は、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA）等を用いて措置の有効性を検証することが新たに定められた。

○保安規定の審査基準対照表

改正前	改正後
○ <u>予防保全を目的とした保全作業について、やむを得ず保全作業を行う場合には、法令に基づく点検及び補修、事故又は故障の再発防止対策の水平展開として実施する点検及び補修等に限ることが定められていること。</u>	<u>1 2. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</u>
○ <u>予防保全を目的とした保全作業の実施について、AOT内に完了することが定められていること。</u> <u>なお、AOT内で完了しないことが予め想定される場合には、当該保全作業が限定され、必要な安全措置を定めて実施することが定められていること。</u>	<u>（削る）</u> <u>（削る）</u>

b. 審査基準との整合性

保安規定の審査基準においては、青旗作業全てに対し PRA 等での措置の有効性検証が求められることから、第 73 条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）の第 1 項（AOT 内の青旗作業）、第 2 項（AOT 外の青旗作業）それぞれに対し、以下のとおり PRA 等での検証を規定する。

第73条（予防保全を目的とした点検・保守を実施する場合）

各課長（課長（品質保証）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保守技術）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）または当直長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置^{※1}を、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。

2. 各課長（課長（品質保証）、総務課長、課長（技術）、課長（核物質防護）、課長（建設管理）、課長（保守技術）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）を除く。）または当直長は、予防保全を目的とした点検・保守を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて点検・保守を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。

c. 運用方法

今後、予防保全を目的とした点検・保守を実施するにあたっては、定性的な有効性の評価、適用可能な範囲でのPRAを活用した定量的な評価を行い、それらの評価結果に基づき、点検・保守の実施に係る安全性確保を図っていくこととする。

島根原子力発電所において、新規制基準への適合を検討しているプラントについては、PRAモデルの高度化を実施しているところであり、運転開始までにPRAモデルの妥当性確認を実施し、定量的な評価を実現していく。

なお、長期停止プラントにおいては、燃料の保有する崩壊熱が低下していることに加えて、全燃料が燃料プールに貯蔵されている状態のため、リスクが潜在する範囲が限定されており、PRAを用いずともリスクの所在を特定可能である。

したがって、長期停止プラントにおいて、予防保全を実施する場合は、燃料プールの温度が65℃に至る時間と作業時間の比較を行い、燃料プールの温度が65℃に至る前に代替冷却が実施できること（手順含む）を確認する。

③ 記録

a. 実用炉規則第 67 条の改正

今回の法令改正において、保安規定の記録の要求である、実用炉規則が改正されたため、保安規定第 119 条および第 189 条を変更する。以下に主な対応関係を示す。

実用炉規則第 67 条				島根保安規定（第 1 編）第 119 条			
表 1 1 9 - 1 記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）				記録すべき場合※1 保存期間			
一 発電用原子炉施設の施設管理（第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 イ 使用前確認の結果	記録すべき場合	保存期間	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時点までの期間	1. <u>使用前確認</u> の結果	<u>確認</u> の都度	監視を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	
				2. 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名	実施の都度		
				3. <u>保全</u> の結果（安全上重要な機器を除く。）およびその担当者の氏名	実施の都度		
				4. 安全上重要な機器の <u>保全</u> の結果（法令に基づく必要な手続きの有無およびその内容を含む。）およびその担当者の氏名	実施の都度		
				5. <u>保全</u> の結果の確認・評価およびその担当者の氏名	実施の都度		
二 運転記録（法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉に係るものを除く。）	記録すべき場合	保存期間	同一事項に関する次の <u>確認</u> の時点までの期間	6. <u>保全</u> の不適合管理、是正処置、 <u>未然防止処置</u> およびその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理、是正処置および <u>未然防止処置</u> を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	
				7. 保全の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度		評価を実施した原子炉施設の <u>施設管理方針</u> 、 <u>施設管理目標</u> または <u>施設管理実施計画</u> の改定までの期間
				8. <u>施設管理</u> の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度		
				(中略)			
ル 第八十七條第六号ロの運転上の制限に関する点検及び運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置 [三～九 略]	その都度	29. <u>運転上の制限に関する点検結果</u> および <u>運転上の制限からの逸脱があった場合に講じた措置</u>		その都度 1 年間（ただし、 <u>運転上の制限からの逸脱があった場合については 5 年間</u> ）			

実用炉規則第 67 条				島根保安規定 (第 1 編) 第 119 条			
表 119-4 ^{※6}				記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)			
記録事項	記録すべき場合	保存期間		記録すべき場合		保存期間	
十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録 (他の号に掲げるものを除く。)	[略]	[略]	[略]	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の記録			
				(1) 第 3 条 (品質マネジメントシステム計画) 4. 2. 1 に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	
				2. 品質規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			
				(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年	
				(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録	作成の都度	5 年	
				(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (本項の他で定めるものを除く)	作成の都度	5 年	
				(4) 個別業務等要求事項の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	
				(5) 設計開発に用いる情報に係る記録	作成の都度	5 年	
				(6) 設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	
				(7) 設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	
				(8) 設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	
				(9) 設計開発の変更に係る記録	作成の都度	5 年	
				(10) 設計開発の変更の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	
				(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録	作成の都度	5 年	
				(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5 年	
				(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5 年	
				(14) 組織の外部の者の物品を所持している場合の記録	作成の都度	5 年	
				(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠の記録	作成の都度	5 年	

実用炉規則第 67 条		島根保安規定（第 1 編）第 119 条			
記録事項	記録すべき場合	保存期間			
十 品質管理基準規則第四条第三項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（他の号に掲げるものを除く。）	[略]	[略]	記録（実用炉規則第 6 7 条に基づく記録）	記録すべき場合	保存期間
			(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録	作成の都度	5 年
			(17) 監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録	作成の都度	5 年
			(18) 内部監査結果の記録	作成の都度	5 年
			(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録	作成の都度	5 年
			(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録	作成の都度	5 年
			(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録	作成の都度	5 年
			(22) 講じたすべての是正処置およびその結果の記録	作成の都度	5 年
			(23) 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録	作成の都度	5 年

b. 実用炉規則第 14 条の 3 および第 57 条の改正

今回の法令改正における事業者検査化に伴い、実用炉規則が改正されたため、保安規定第 119 条および第 189 条を変更する。以下に対応関係を示す。

実用炉規則第 67 条		島根保安規定 (第 1 編) 第 119 条			
表 1119-2		表 1119-3			
実用炉規則第 14 条の 3		記録 (実用炉規則第 5 7 条に基づく記録)		記録 (実用炉規則第 14 条の 3 に基づく記録)	
使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。		定期事業者検査の結果		1. 使用前事業者検査の結果	
一 検査年月日	六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 検査の実施に係る組織 八 検査の実施に係る工程管理 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 検査記録の管理に関する事項 十一 検査に係る教育訓練に関する事項	(1) 検査年月日	検査の都度	当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間	
二 検査の対象		(2) 検査の対象			
三 検査の方法		(3) 検査の方法			
四 検査の結果		(4) 検査の結果			
五 検査を行った者の氏名		(5) 検査を行った者の氏名			
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容		(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容			
七 検査の実施に係る組織		(7) 検査の実施に係る組織			
八 検査の実施に係る工程管理		(8) 検査の実施に係る工程管理			
九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項		(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			
十 検査記録の管理に関する事項		(10) 検査記録の管理に関する事項			
十一 検査に係る教育訓練に関する事項		(11) 検査に係る教育訓練に関する事項			
2 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。(溶接に係る使用前事業者検査を行った旨の表示)		検査の都度		その発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間	
実用炉規則第 57 条		記録 (実用炉規則第 5 7 条に基づく記録)		検査の都度	
定期事業者検査の結果の記録は、次に・・・《略》・・・		1. 定期事業者検査の結果		1. 定期事業者検査の結果	
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じた・・・《略》・・・	六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 検査の実施に係る組織 八 検査の実施に係る工程管理 九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 検査記録の管理に関する事項 十一 検査に係る教育訓練に関する事項	(1) 検査年月日	検査の都度	その発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間	
七 検査の実施に係る組織		(2) 検査の対象			
八 検査の実施に係る工程管理		(3) 検査の方法			
九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項		(4) 検査の結果			
十 検査記録の管理に関する事項		(5) 検査を行った者の氏名			
十一 検査に係る教育訓練に関する事項		(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容			
十二 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの間保存するものとする。		(7) 検査の実施に係る組織			
		(8) 検査の実施に係る工程管理			
		(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			
		(10) 検査記録の管理に関する事項			
		(11) 検査に係る教育訓練に関する事項			

④用語の変更

事業者検査化および法令用語の変更に伴い、以下のとおり保安規定全般の用語の変更を行う。

なお、廃止措置段階の原子炉施設に係る第2編についても同様の考え方に基づき変更する。

保安規定記載箇所	変更内容
【変更】 第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）	・溶接事業者検査→使用前事業者検査 ・事業者検査化に伴い、国の検査への立ち合い等を削除
【変更】 第3条（品質マネジメントシステム計画） 第5条（保安に関する職務） 第7条（原子力発電保安運営委員会） 第11条（構成および定義） 第11条の2（原子炉の運転期間） 第16条（原子炉起動前の確認事項） 第22条（制御棒のスクラム機能） 第24条（ほう酸水注入系） 第27条（計測および制御設備）〔2号炉〕 第27条の2（計測および制御設備）〔3号炉〕 第30条（主蒸気逃がし安全弁） 第32条（非常用炉心冷却系および原子炉隔離時冷却系の系統圧力監視） 第39条（非常用炉心冷却系その1）〔2号炉〕 第39条の2（非常用炉心冷却系その1）〔3号炉〕 第41条（原子炉隔離時冷却系）〔2号炉〕 第42条（主蒸気隔離弁） 第43条（格納容器および格納容器隔離弁） 第44条（サブプレッションチェンバからドライウェルへの真空破壊弁） 第47条（可燃性ガス濃度制御系） 第49条（原子炉棟） 第50条（原子炉棟給排気隔離弁） 第51条（非常用ガス処理系） 第52条（原子炉補機冷却水系および原子炉補機海水系） 第53条（高圧炉心スプレイ補機冷却水系および高圧炉心スプレイ補機海水系） 第56条（中央制御室非常用循環系） 第59条（非常用ディーゼル発電機その1） 第62条（直流電源その1） 第80条（燃料の検査） 第81条（燃料の取替実施計画） 第8章 <u>施設管理</u> 第117条（所員への保安教育） 第118条（協力企業従業員への保安教育） 第119条（記録）	・使用前検査→使用前確認または使用前事業者検査 ・保守管理→施設管理 ・溶接事業者検査→使用前事業者検査 ・施設定期検査→定期事業者検査 ・（以下、「定期検査」という。）→（削除） ・定検→定事検 ・保守，点検→保全または施設管理

2. その他の申請内容について

(1) 組織改正に伴う変更

①独立監査組織の名称変更

独立監査組織の「考査部門」が、内部監査組織であることを明確にするため、組織名称を「内部監査部門」に変更する。

②保安規定の変更点

第3条, 第125条 (品質マネジメントシステム計画)
考査部門長→内部監査部門長 考査部門部長 (原子力監査) →内部監査部門部長 (原子力監査)
第4条, 第126条 (保安に関する組織)
考査部門長→内部監査部門長
第5条, 第127条 (保安に関する職務)
考査部門長→内部監査部門長

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点																					
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編） （品質マネジメントシステム計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】 （中略） 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般組織は，保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し，当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編） （品質マネジメントシステム計画） 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】 （中略） 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般組織は，保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し，当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。																				
<table border="1"> <tr> <th>一次文書名（関連条文）</th><th>制訂者</th></tr> <tr> <td>本品質マネジメントシステム計画</td><td>社長</td></tr> <tr> <td>原子力品質保証規程（第3条）</td><td>社長</td></tr> <tr> <td>原子力品質保証細則（第3条）</td><td>電源事業本部長</td></tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則（第3条）</td><td>内部監査部門長</td></tr> </table>	一次文書名（関連条文）	制訂者	本品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程（第3条）	社長	原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則（第3条）	内部監査部門長	<table border="1"> <tr> <th>一次文書名（関連条文）</th><th>制訂者</th></tr> <tr> <td>本品質マネジメントシステム計画</td><td>社長</td></tr> <tr> <td>原子力品質保証規程（第125条）</td><td>社長</td></tr> <tr> <td>原子力品質保証細則（第125条）</td><td>電源事業本部長</td></tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則（第125条）</td><td>内部監査部門長</td></tr> </table>	一次文書名（関連条文）	制訂者	本品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程（第125条）	社長	原子力品質保証細則（第125条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則（第125条）	内部監査部門長
一次文書名（関連条文）	制訂者																				
本品質マネジメントシステム計画	社長																				
原子力品質保証規程（第3条）	社長																				
原子力品質保証細則（第3条）	電源事業本部長																				
原子力安全管理監査細則（第3条）	内部監査部門長																				
一次文書名（関連条文）	制訂者																				
本品質マネジメントシステム計画	社長																				
原子力品質保証規程（第125条）	社長																				
原子力品質保証細則（第125条）	電源事業本部長																				
原子力安全管理監査細則（第125条）	内部監査部門長																				

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点

変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）					変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）				
(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。					(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。				
関連条項・項目	実施部門			監査部門			(中略)	(中略)	(中略)
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者			
	(中略)			(中略)					
	(中略)			(中略)					
5.5.4 組織の内部 情報の伝達	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業 本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第125条、 第129条)	原子力安全管理監査要領 (第125条)	内部監査部門 部長 (原子力監査)	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理監査細則
5.6 マネジメン トレビュー	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業 本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理監査要領 (第125条)			
6.1 資源の確保 6.2 要員の力量 の確保および 教育訓練	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業 本部長	原子力安全管理監査細則	原子力安全管理監査要領 (第125条、 第117条、 第118条)	原子力安全管理監査要領 (第125条、 第188条)			
8.4 データの分 析および評 価	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業 本部長	原子力安全管理監査細則	監視測定および 分析基本要領 (第3条)	原子力品質保証細則	内部監査部門 部長 (原子力監査)	原子力安全管理監査要領 (第125条)	原子力安全管理監査細則
	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	電源事業 本部長	原子力品質保証規程	原子力品質保証細則	原子力品質保証規程			

凡例		赤色文字：現在内容からの変更点																																															
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）		変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）																																															
(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。		(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。																																															
<table><tr><th rowspan="2">関連条項・項目</th><th colspan="2">実施部門</th><th colspan="2">監査部門</th></tr><tr><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th></tr><tr><td>4.2.3 文書の管理</td><td rowspan="3">原子力品質保証細則</td><td rowspan="3">文書・記録管理基本要領（第3条）</td><td rowspan="3">原子力品質保証規程</td><td rowspan="3">原子力安全管理監査細則</td></tr><tr><td>4.2.4 記録の管理</td></tr><tr><td>8.2.2 内部監査</td></tr><tr><td>8.3 不適合の管理</td><td rowspan="3">原子力品質保証規程</td><td rowspan="3">不適合等管理基本要領（第3条）</td><td rowspan="3">電源事業本部長</td><td rowspan="3">原子力安全管理監査要領（第125条）</td></tr><tr><td>8.5.2 是正処置等</td></tr><tr><td>8.5.3 未然防止処置</td></tr></table>		関連条項・項目	実施部門		監査部門		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	4.2.3 文書の管理	原子力品質保証細則	文書・記録管理基本要領（第3条）	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査細則	4.2.4 記録の管理	8.2.2 内部監査	8.3 不適合の管理	原子力品質保証規程	不適合等管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領（第125条）	8.5.2 是正処置等	8.5.3 未然防止処置	<table><tr><th rowspan="2">関連条項・項目</th><th colspan="2">実施部門</th><th colspan="2">監査部門</th></tr><tr><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th></tr><tr><td>4.2.3 文書の管理</td><td rowspan="3">原子力品質保証細則</td><td rowspan="3">文書・記録管理基本要領（第125条）</td><td rowspan="3">原子力品質保証規程</td><td rowspan="3">原子力安全管理監査要領（第125条）</td></tr><tr><td>4.2.4 記録の管理</td></tr><tr><td>8.2.2 内部監査</td></tr><tr><td>8.3 不適合の管理</td><td rowspan="3">原子力品質保証規程</td><td rowspan="3">不適合等管理基本要領（第125条）</td><td rowspan="3">電源事業本部長</td><td rowspan="3">原子力安全管理監査要領（第125条）</td></tr><tr><td>8.5.2 是正処置等</td></tr><tr><td>8.5.3 未然防止処置</td></tr></table>		関連条項・項目	実施部門		監査部門		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	4.2.3 文書の管理	原子力品質保証細則	文書・記録管理基本要領（第125条）	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査要領（第125条）	4.2.4 記録の管理	8.2.2 内部監査	8.3 不適合の管理	原子力品質保証規程	不適合等管理基本要領（第125条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領（第125条）	8.5.2 是正処置等	8.5.3 未然防止処置
関連条項・項目	実施部門		監査部門																																														
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)																																													
4.2.3 文書の管理	原子力品質保証細則	文書・記録管理基本要領（第3条）	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査細則																																													
4.2.4 記録の管理																																																	
8.2.2 内部監査																																																	
8.3 不適合の管理	原子力品質保証規程	不適合等管理基本要領（第3条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領（第125条）																																													
8.5.2 是正処置等																																																	
8.5.3 未然防止処置																																																	
関連条項・項目	実施部門		監査部門																																														
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)																																													
4.2.3 文書の管理	原子力品質保証細則	文書・記録管理基本要領（第125条）	原子力品質保証規程	原子力安全管理監査要領（第125条）																																													
4.2.4 記録の管理																																																	
8.2.2 内部監査																																																	
8.3 不適合の管理	原子力品質保証規程	不適合等管理基本要領（第125条）	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領（第125条）																																													
8.5.2 是正処置等																																																	
8.5.3 未然防止処置																																																	
(中略)		(中略)																																															
5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、電源事業本部長を組織（内部監査部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメン		5. 5. 2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、電源事業本部長を組織（内部監査部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメン																																															
(中略)		(中略)																																															

[illegible]

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編） (保安に関する職務) 第5条	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編） (保安に関する職務) 第127条
(中略) 3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。 (中略)	(中略) 3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実に行うための活動を統括する。 (中略)

(2) 監査業務の見直しに伴う変更

①独立監査組織「内部監査部門」による原子力安全管理監査への一本化

従来、実施部門から独立した組織による内部監査（原子力安全管理監査）および実施部門内で独立した組織による内部監査（実施部門内部監査）を実施してきたが、監査組織の独立性をより確実なものとするため、実施部門内部監査を廃止し、原子力安全管理監査へ内部監査を一本化する。

②保安規定の変更点

第3条および第125条（品質マネジメントシステム計画）において、4. 2. 1（4）の表に記載する「実施部門内部監査基本要領」およびその制定者の記載を削除する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編） (品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略) (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。		変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編） (品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略) (4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。） このうち、二次文書を以下の表に示す。																																																																						
		<table><tr><th rowspan="2">関連条項・項目</th><th colspan="2">実施部門</th><th colspan="2">監査部門</th></tr><tr><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th></tr><tr><td>4.2.3 文書の管理</td><td rowspan="2">原子力品質保証総則</td><td rowspan="2">文書・記録管理基本要領 (第3条)</td><td rowspan="2">電源事業本部長</td><td rowspan="2">原子力安全管理監査要領 (第3条)</td></tr><tr><td>4.2.4 記録の管理</td></tr><tr><td>8.2.2 内部監査</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr><tr><td>8.3 不適合の管理</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr><tr><td>8.5.2 是正処置等</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr><tr><td>8.5.3 未然防止処置</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr></table>	関連条項・項目	実施部門		監査部門		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	4.2.3 文書の管理	原子力品質保証総則	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第3条)	4.2.4 記録の管理	8.2.2 内部監査	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	8.3 不適合の管理	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	8.5.2 是正処置等	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	8.5.3 未然防止処置	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	<table><tr><th rowspan="2">関連条項・項目</th><th colspan="2">実施部門</th><th colspan="2">監査部門</th></tr><tr><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th><th>一次文書名</th><th>二次文書名 (関連条文)</th></tr><tr><td>4.2.3 文書の管理</td><td rowspan="2">原子力品質保証総則</td><td rowspan="2">文書・記録管理基本要領 (第125条)</td><td rowspan="2">電源事業本部長</td><td rowspan="2">原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr><tr><td>4.2.4 記録の管理</td></tr><tr><td>8.2.2 内部監査</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr><tr><td>8.3 不適合の管理</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr><tr><td>8.5.2 是正処置等</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr><tr><td>8.5.3 未然防止処置</td><td>原子力品質保証総則</td><td>原子力品質保証総則</td><td>電源事業本部長</td><td>原子力安全管理監査要領 (第125条)</td></tr></table>	関連条項・項目	実施部門		監査部門		一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	4.2.3 文書の管理	原子力品質保証総則	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	4.2.4 記録の管理	8.2.2 内部監査	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	8.3 不適合の管理	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	8.5.2 是正処置等	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)	8.5.3 未然防止処置	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)
関連条項・項目	実施部門			監査部門																																																																					
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)																																																																					
4.2.3 文書の管理	原子力品質保証総則	文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第3条)																																																																					
4.2.4 記録の管理																																																																									
8.2.2 内部監査	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
8.3 不適合の管理	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
8.5.2 是正処置等	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
8.5.3 未然防止処置	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
関連条項・項目	実施部門		監査部門																																																																						
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	一次文書名	二次文書名 (関連条文)																																																																					
4.2.3 文書の管理	原子力品質保証総則	文書・記録管理基本要領 (第125条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
4.2.4 記録の管理																																																																									
8.2.2 内部監査	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
8.3 不適合の管理	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
8.5.2 是正処置等	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					
8.5.3 未然防止処置	原子力品質保証総則	原子力品質保証総則	電源事業本部長	原子力安全管理監査要領 (第125条)																																																																					

(3) 関係法令等の遵守に係る活動体制の見直しに伴う変更

①関係法令等の遵守に係る活動を，内部監査部門が独立して実施する体制への変更

従来，考査部門は，実施部門同様に電源事業本部長の統括下で，関係法令および保安規定を確実に遵守するための活動を行ってきたが，監査組織の独立性をより確実なものとするため，内部監査部門は内部監査部門長の統括下で同活動を実施する体制へ変更する。

②保安規定の変更点

第2条の2および第123条（関係法令および保安規定の遵守）において，実施部門と同様の規定を，内部監査部門および内部監査部門長に関する規定として追加する。具体的には，第3項，第5項，第7項として内部監査部門の規定を追加するとともに，第4項は実施部門に特化した記載とする。

第3条および第125条（品質マネジメントシステム計画）において，4. 2. 1（3）の表に記載する「原子力安全文化醸成基本要領」のうち，第2条の2および第123条（関係法令および保安規定の遵守）関連について，監査部門の欄へ一次文書名，二次文書名および制定者を記載する。ただし，同要領のうち，第2条の3および第124条（安全文化の育成および維持）関連は現行どおりとする。

第5条および第127条（保安に関する職務）において，第3項に規定する内部監査部門長の職務に，内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守活動の統括を追加する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確保にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確保に行うための活動を統括する。 (3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確保に行うための活動を統括する。 (4) 第4条（保安に関する組織（内部監査部門を除く。））は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。 (7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。	(関係法令および保安規定の遵守) 第123条 第122条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確保にする。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確保に行うための活動を統括する。 (3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確保に行うための活動を統括する。 (4) 第126条（保安に関する組織（内部監査部門を除く。））は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する意識を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。 (7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="256 185 311 1137">変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）</th><th data-bbox="256 1137 311 2089">変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）</th></tr> <tr> <td data-bbox="311 185 438 1137"> (品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略) </td><td data-bbox="311 1137 438 2089"> (品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略) </td></tr> <tr> <td data-bbox="438 185 922 1137"> (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (表抜粋) </td><td data-bbox="438 1137 922 2089"> (3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (表抜粋) </td></tr> </table>	変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）	(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略)	(品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略)	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (表抜粋)	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (表抜粋)
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）						
(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略)	(品質マネジメントシステム計画) 第125条 第122条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。 (中略) 4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (中略)						
(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (表抜粋)	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。 (表抜粋)						

凡例 赤色文字：現在内容からの変更点	
変更後の第1編（運転段階の発電用原子炉施設編）	変更後の第2編（廃止措置段階の原子炉施設編）
(保安に関する職務) 第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子炉等の報告に関する社長対応指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することとをコミットメントする。 2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。 3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。 (中略)	(保安に関する職務) 第127条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（廃止措置主任者を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子炉安全を最優先し必要な指示を行う。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすることならびに健全な安全文化を育成し、および維持することとをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。 2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）および第124条（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動ならびに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。 3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第123条（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。 (中略)